



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	＜史料所見＞ 国王直属のクレリクスとカペラーヌス : 1216年から1272年まで
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大學文學部紀要, 42(3), 7-93
Issue Date	1994-03-08
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33628
Type	departmental bulletin paper
File Information	42(2)_PL7-93.pdf



〈史料所見〉 国王直属のクレーリクスとカペラーヌス

—— 1216 年から 1272 年まで ——

東 出 功

《はじめに》

問題の所在を具体的な事例にそくして説明しよう。

[1] ① “Noveritis nos intuitu Dei contulisse …… dilecto *clerico* nostro L[uce] *capellano*, decano Lichefeld [Lichfield], decanatum Sancti Martini, London. …… vacantem per mortem Galfridi [Geofrey] de Bocland quondam decani ejusdem ecclesie …… (1225)” — *Patent Rolls, 1216-25*, p. 550. ② “…… L. *capellano*, thesaurario domini regis …… (1226)” — *Patent Rolls, 1225-32*, p. 29. ③ “Teste …… Luca *capellano*, decano Sancti Martini, London (1226)” — *Ibid.*, p. 104. Cf. also pp. 176, 178, 232, 236. ④ “Cum dilectus Lucas decanus Sancti Martini Londonie unanimiter et canonice sit electus ad archiepiscopatum Dublinensem …… (1229)” — *CPR, II*, 234. Cf. also pp. 232, 235-7.

出典は、いずれも『開封勅許状簿』である。ロンドン聖マルティヌス大聖堂の前参事会長ジェフリが死亡し、国王はその参事会長職をルーク（ルーカス）へ与えた。勅許状①は、それを告知したものである。ルークは、その時点でリチフィールド司教座の現職参事会長であった。彼はしかも国王直属の“クレーリクス”であり、また“カペラーヌス”であるという。勅許状①における斜体字の文言がそれである。要するにこのルークに関しては、クレーリクスともカペラーヌスとも、双方の呼称が検出された。

勅許状②および③では、単にカペラーヌスとなっている。しかし②では国王の“テーサウラーリウス”である。このことばは一般に treasurer of the exchequer すなわち財務府長官を意味するが、彼のばあいは treasurer of the chamber すなわち字義通りにいえば国王の“寝室”の財宝管理者であった^{a)}。この役職からして、彼は依然として国王直属のクレーリクスであったと推定される。なお彼は、④の前年にダブリン大司教に選出されていた。

a) この官職については、すでに後出の拙稿 G (中) 第 5 節で言及している。タウトの説明によれば、財務府長官とは “national treasury” すなわち “国家財務” の長官であり、ルークの任務は “treasurer of the household” すなわち “国王家政” の財務統括者であった。T. F. Tout, *Chapters in the Administrative History of Mediaeval England*, (Manchester, 1937), I, 195f.

国王のクレーリクスすなわち “clericus regis: king's clerk” については、これまで一連の拙稿^{b)}においてさまざまな側面から検討している。ここでは、その定義の要点を再確認するだけに留めよう。

- 第 1 点 国王のクレーリクスとは、国王の行政官僚のうちでも、聖職者である点において俗人官僚から区別される。
- 第 2 点 国王のクレーリクスとは、聖職者のうちでも、国王から直接に給養される点において他の聖職者から区別される。

これは、G. P. カティノウの定義^{c)}を筆者なりに要約したものである。この第 2 点の直接給養は、貨幣や現物のほかにしかるべき聖職禄の支給によってなされた。またその給養は官僚としての実務担当期間だけに留まらず、実務担当から解除された後にも継続することがあった。いいかえると国王は、彼らをそのまま国王直属身分に留めておくことが少なくない。彼らはいわば“予備役”の状態に留められ、必要に応じて“現役”に復帰させられる。ルークは現職の財宝管理者であり、その点からしてまさに“現役”であった。

b) 拙稿 A 「“King's clerks” に関する二つの試論」北海道大学『人文科学論集』第 9 号 (1972) ; B 「中世イギリスの中央行政機関における King's clerks」堀米庸三編『西洋中世世界の展開』東京大学出版会 (1973) ; C 「“King's clerks” の下限考 — King's servants 考(序)」北海道大学『人文科学論集』第 20 号 (1984) ; D 「中世後期における “King's servants”」イギリス中世史研究会編『イギリス中世社会の研究』山川出版社 (1985) ; E 「中世イギリスの国家と教会」学生社『中世史講座』第 5 卷 (1960) および F 「〈史料所見〉 聖職者における教皇・国王への同時属属」北海道大学『文学部紀要』通巻第 79 号 (1993)。以下これらの拙稿に言及するときは、A, B, C などの記号で示す。

c) George Peddy Cuttino, “King's Clerks and the Community of the Realm”, *SPECULUM*, XXIX(1954), 395ff.

ルークはまた③の時点でもロンドン聖マルティヌス大聖堂の参事会長であり、そのことからして引き続き国王直属のクレリックスであったと推定される。何故か。聖マルティヌス大聖堂が “libera capella domini regis: king's free chapel” すなわち王立自由礼拝所であり、しかも王立自由礼拝所の筆頭格であることはすでに別稿^{d)}において詳述した。王立自由礼拝所では、参事会長もまた一般参事会員も概して国王直属身分のものから任命される。

d) G 「ロンドン聖マルティヌス大教会と国王行政」(上・中・下) 北海道大学『文学部紀要』通巻第 62・63・64 号 (1987/88) ; H 「〈再説〉 ロンドン聖マルティヌス大聖堂 — J・H・デントンの所説に関する覚書」北海道大学『文学部紀要』通巻第 67 号 (1990)。

要するにルークは、上記の通りまず国王の財宝管理者つまり国王直属の高官であり、また王立自由礼拝所の参事会長であることからして、国王直属のクレリックス身分に留まっていたと推定される。では彼がカペラーヌスとも書かれているのは何故か。それはおそらく彼がこの王立の“カペラ”の構成員であったことによるものであろうか。

× × × × ×

本稿の意図は、この二つの称号すなわち“国王のクレリックス”と“国王

の「カペラーヌス」との用語法上の関係を検証することにある。何故そのような検証が必要か。理由は単純である。まず一方の「国王のクレーリクス」については、たとえば上記のカティノウによって一応の定義が示されており、筆者自身も大筋においてそれを支持している。しかし他方の「国王のカペラーヌス」については、これまで諸家の解説に接したことがなく、その実態は筆者自身にとって久しく疑問のままに放置されてきたからである^{e)}。

e) 拙稿 C, 第 3 節, 特に 14 頁。拙稿 D, 第 2 節。国王のカペラーヌスにはこれら 2 点でも触れているが、いずれも表題に記載の通り、中世後期あるいは末期に関する所見だけに留まった。

このたび「国王のカペラーヌス」を検証するについては、一つの機縁があった。筆者は最近の別稿^{f)}において、聖職者の「同時両属」なるものについて検証した。ある聖職者が同時並行的に教皇・国王の両者に直属することがそれである。これを俗人世界の用語でいえば、その聖職者は教皇・国王の両者を「封主」とし、逆に彼は同時並行的に両者のまさに「封臣」になっている。そのばあい彼は、教皇との関係においては概して「カペラーヌス」と呼ばれ、また国王との関係では大半が「クレーリクス」と呼ばれた。

f) 拙稿 I 「〈史料所見〉聖職者における教皇・国王への同時両属——1198 年から 1304 年まで」北海道大学『文学部紀要』通巻第 76 号 (1993)。

この「同時両属」の検証過程で、次の事例に遭遇した。

[1] ① “…… to Philip Lovell [Luvel], one of the *king's clerks* (1250)” — *Calendar of Papal Letters*, I, 261. ② “Philip Lovell, *clerk*, the king's treasurer, is admitted a *papal chaplain* (1253)” — *Ibid.*, p. 289. ③ “…… at the king's request, to *his chaplain* and treasurer, Philip Luvel …… (1255)” — *Ibid.*, p. 321. ④ “…… the king has caused Philip Luvel, *his clerk* and treasurer …… (1257)” — *Calendar of Patent Rolls, 1247-58*, p. 603.

最後の④以外は、いずれも『教皇令状簿』第1巻からの引用である。フィリップは、まず令状①において“国王のクレーリクス”と書かれている。②では国王の財務府長官のままで“教皇のカペラーヌス”の身分に加えられた。しかも彼は②でも“クレーリクス”であり、国王の財務府長官であるから、やはり“国王のクレーリクス”の身分に留まっていたであろう。その推定は、開封勅許状④によって裏づけられる。

ともあれ彼の“同時両属”は、令状②の時点から始まっている。さらに財務府長官フィリップは、令状③において“彼のカペラーヌス”すなわち“国王のカペラーヌス”と書かれている。これが誤植でないとすれば、彼はクレーリクスとカペラーヌスとの双方の称号を帯びたことになる。

“同時両属”者は、上記の通り教皇との関係では概して“カペラーヌス”と呼ばれ、また国王との関係では大半が“クレーリクス”と呼ばれている。しかしフィリップは、国王との関係だけで双方の称号を帯びた。この事実は、どのように説明すべきか。本稿は、その説明のために類例を探索したことを機縁として書かれた。いわば“同時両属”の検証作業の副産物であり、結果として上記の多年の疑問への再挑戦になった。

最後に、本稿の主要な典拠をあげておこう。

◎ *Calendar of the Patent Rolls, Henry III, Vols. I~VI (1216-72)*

以下これを『開封勅許状簿』と呼び、出典を示すばあいには CPR. と略記する。たとえば CPR, III はヘンリ3世治世の第3巻を示す。

◎ *Calendar of the Close Rolls, Henry III, Vols. I~XIV (1227-72)*

以下これを『密封勅許状簿』と呼び、出典を示すばあいには CCR. と略記する。たとえば CCR, V はヘンリ3世治世の第5巻を示す。

『開封勅許状簿』と『密封勅許状簿』とを主要な典拠としたのは、他の刊本史料集と比較して“クレーリクス”や“カペラーヌス”などの身分情報が豊富であることによる。またヘンリ3世治世を対象としたのは、上記の“同時両属”に関する拙稿の副産物であることに由来する。その拙稿は『教皇令状簿』第1巻を主要な典拠とした結果として、時代の範囲は1198年から1304年までの1世紀強にわたった。本稿の時代の範囲は、ヘンリ3世治世

に限定したことからしてほぼ半世紀間になっている。

[I]

ではルークやフィリップのような事例がほかにどの程度に検出されるか。この節では、その事例を可能な限り最大限に抽出し検討する。

[1] ① “Mandatum est …… quod primam ecclesiam quam vacare continget in Anglia de donatione domini regis …… conferatis ex parte nostra dilecto *capellano nostro* magistro Waltero de Lench’ (1230)” — CCR, I, 421. ② “Magister Walterus de Lench, *clericus*, et decanus [Sancte Marie] Staffordie …… (1231)” — CPR, II, 426. ③ “Mandatum est …… quod faciat habere Magistro Waltero de Lench’, *clerico regis* de dono regis …… (1238)” — CCR, IV, 63. ④ “Mandamus vobis quod faciatis habere Symoni, *capellano nostro*, et Magistro Waltero de Lench’, *clerico cappelle nostre* …… (1241)” — *Ibid.*, p. 337.

ウォールタは①において国王のカペラーヌスであるが、所属のカペラは明示されていない。しかしこの密封勅許状は、将来において空席のしかるべき聖堂区司祭職の授与を彼に予約したものである。②のウォールタはクレーリクスであり、しかもスタッフアド聖母マリア聖堂は王立自由礼拝所であって、彼はその参事会長であるという。本稿冒頭のルークも王立自由礼拝所すなわちロンドン聖マルティヌス大聖堂の参事会長であり、国王直属身分の聖職者であった。③のウォールタは国王のクレーリクスであるというが、所属については記載がない。④のウォールタは“国王のカペラのクレーリクス”である。国王のカペラとは何か。それについては第7節で詳述する。

これら4片の勅許状におけるウォールタがすべて同一人であるか否か、その点については同定の確証がない。しかし仮に同一人であるとすれば、彼はカペラーヌス・クレーリクス双方の称号を帯びたことになる。また④ではウォールタが“国王のカペラのクレーリクス”であるのに対して、サイモン

は“国王のカペラーヌス”である。この2種類の称号表記にどのような相違があるか、当面は断定を保留しておきたい。

[2] ① “…… provideat Henrico de Berneval, *capellano regis* …… vel de beneficio ecclesiastico vel de escaetis [escheats] vel de wardis [wards], ad se sustentandum in servicio regis (1232)” — *CPR*, II, 489. Cf. also pp. 320, 327. ② “Protection for Henry de Bernavall, the king’s chaplain, so long as he be in the king’s service (1236)” — *CPR*, III, 138. ③ “…… dilectos nobis Magistrum Petrum de Aqua Blanca …… Henricum de Berneval …… Petrum Chaceporc …… *clericos nostros* (1240)” — *CCR*, IV, 176. ④ “…… quod faciat habere Herico de Berneval, *capellano regis* …… de dono regis (1241)” — *Ibid.*, p. 269.

ヘンリは①②および④において国王のカペラーヌスであり、③では国王のクレークスの一人として書かれている。双方の呼称の両立は彼にも見られる。彼がいずれかのカペラでの勤務歴をもつか否か。その点は不明である。

[3] ① “…… Silvester de Everdon, king’s *clerk* …… (1235)” — *CPR*, III, 94. ② “…… Silvester de Everdon, king’s *chaplain*, to the church of Conet …… (14 Jan. 1243)” — *CPR*, VI, 719. ③ “…… Silverster de Everdon, king’s *clerk* …… late of Richard, sometime parson of Conet …… (ditto)” — *Ibid.*, p. 721. ④ “…… die Lune proxima post festum Sancti Martini anno regni domini Henrico [*sic*] regis filii regis Johannis vicesimo nono, scilicet quatro decimo die mensis Novembris recepit dominus Silvester de Everdon custodiam sigilli ipsius Henrici regis (1244)” — *CCR*, V, 266. ⑤ “EVERDON, Silvester de (d. 1254), bishop of Carlisle, was possibly the Silvester who was one of the king’s *chaplains* in 1206 …… a king’s *clerk*, probably in chancery ……” — *D. N. B.*, Supplement, sub nomine.

これら3通のうちで②と③とは同日に発給されたもので、カペラーヌスとクレークスとの双方の称号が用いられている。④はシルヴェスタが1244

年の11月14日に国王の印章の管掌官に、つまり大法官に任命されたことを述べている。⑤は『伝記辞典』からの引用であり、この推定の通りであれば1206年の時点で国王のいずれかの礼拝所に勤務していたであろう。

[4] ① “Mandatum est …… quod robas quas dilecti et fideli nostri Willelmus Wacelyn …… Gerardus ingeniator, Peturus *clericus et capellanus* ejusdem castri, commorantes in municione castri nostri de Gannok’ [Deganwy, co. Carnarvon] …… a rege essent recepturi …… (1246)” — CCR, V, 487. ② “…… the king’s castle of Ganno …… (1241)” — CPR, III, 265.

密封勅許状①は、ディガンウィの王城の勤務者に官服の支給を指示したものである。人名はウィリアム以下11名が列挙され、最後の2名だけに役職が明記されている。すなわちジェラードは要塞技官であり、ピータにはクレーリクスとカペラーヌスとの双方の称号が併記されている。ピータは王城の勤務者であり、しかも国王から直接に官服の支給を受けていることからして彼は国王直属のクレーリクスでありまたカペラーヌスであったといえよう。なおディガンウィの城は、②の時点ですでに国王に帰属していた。

[5] ① “Mandamus …… quia *clerici* de capella nostra propter infirmitates suas nobiscum morari non possunt, N. de B., Johannem de Exon’, et P. de St M., *clericos* ejusdem capelle, ad nos ad partes Francie venire faciatis indilate (1262)” — CCR, XII, 174. ② “…… quod in vivario regis de Merleberg’ [Marlborough] faciat habere Johanni de Exon’, *clerico regis*, quatuor brevias matrices …… de dono regis (1265)” — CCR, XIII, 25. ③ “…… John de Exonia, *chaplain*, to the church of …… (1269)” — CPR, VI, 321.

密封勅許状①は、ヘンリ3世がフランスで発給したものである。ヘンリは国王のカペラからクレーリクスを帯同していたが、そのうちの病弱者を帰国させることになった。この勅許状はその交替要員の派遣を指示したもので、ジョンは国王のカペラのクレーリクス3名中の一人として派遣されることになった。

勅許状②では、モールバラの国王の養魚池で鯉 bream の母魚 4 匹を贈与された。この中で彼の称号は国王のクレーリクスとなっているが、開封勅許状③では単にカペラーヌスとしか書かれていない。要するに彼もまたクレーリクス・カペラーヌスの双方の称号を帯びたことになる。彼がカペラーヌスと呼ばれるのは、①に記載の通り国王のカペラでの勤務歴によるものか。

[6] ① “…… quod Simoni de Burnham, *clerico* Edwardi filii regis, ministranti in capella castri regis de Windles’ [Windsor], faciat habere …… de dono regis (1243)” — CCR, V, 102. ② “…… quod Symon de Burnham, *capellanus*, sit capellanus Margarete filie regis, et quod celebret singulis diebus de beata Virgine …… (1244)” — *Ibid.*, p. 211. ③ “Presentation of Simon de Burnham, *chaplain*, to the church of St Mary, Canterbury …… (1246)” — CPR, III, 495. ④ “…… Simon, king’s *chaplain*, keeper of the works of the castle of Windesor …… (1250)” — CPR, IV, 66.

サイモンは①の時点において王太子エドワードつまり後のエドワード 1 世のクレーリクスであり、ウィンザ王城内のカペラの司祭つまりカペラーヌスであった。すでに再三にわたって指摘の通り、王族のクレーリクスは定義上で国王のクレーリクスである。

彼は②によって王女マーガレットのカペラーヌスに任命され、聖処女マリアの祝日ごとに祭式を執行することになった。彼はまた③においてもカペラーヌスと書かれており、さらに④では国王のカペラーヌスと明記されている。しかしウィンザ王城の建造物の管理官という役職からすれば、引き続き国王のクレーリクスであったと推定される。彼がカペラーヌスであるというのは、ウィンザ王城内のカペラ勤務によるものか。

[7] ① “Presentation of W[alter de Bradele] *chaplain* of the queen, to the church of Ivichurch[Ivychurch, co. Kent], in the king’s gift …… (1242)” — CPR, III, 274. Cf. also p. 276. ② “Pro Waltero de Bradel’ *clerico* regine …… quod …… faciat habere Waltero de

Bradel', clerico de warderoba regine …… (1248)” — CCR, VI, 25.

③ “…… queen Eleanor …… Walter de Bradele, keeper of her wardrobe …… (1254)” — CPR, IV, 315.

ウォールタは、王妃のカペラヌスからやはり王妃のクレーリクスに変わっている。彼は王妃の納戸庁において書記から長官に昇進した。

* * * * *

次の〔第1表〕は、これまでの検証の結果を一覧表にまとめたものである。検証の対象者は合計9名であるが、これはヘンリ3世治世の『開封勅許状簿』全6巻および『密封勅許状簿』全14巻との合計20巻から双方の称号の併存の事例として検出されたもののすべてである。前者の合計3,724頁に対して、後者は合計12,568頁にのぼる。両者の頁数を合算すれば、16,000頁を超える。それだけの情報の総量にもかかわらず、称号併存の事例がわずか9名に留まったということは、どのように理解あるいは評価すべきか。その点については、後段であらためて言及する。

【第1表】 双方の称号の併存の事例

○省略表記○ clc: clericus cap: capellanus

(人名の頭書の数字は、本文中の引用の番号を示す。)

《はじめに》

- 1 ……., Luke: clc & cap 1225
treasurer/chamber 1225-28; archbishop Dublin 1228-55
- 2 Lovel, Philip: clc 1250; cap 1255; clc 1257 ☆
treasurer/exchequer 1252-58

第1節

- 1 Lench, Walter: cap 1230; clc 1238; clc (king's chapel) 1241
- 2 Berneval, Henry: cap 1232; cap 1236; clc 1240; cap 1241 ☆
- 3 Everdon, Silvester: clc 1235; cap 1243; clc 1243 ☆
chancellor 1244-46; bishop Carlisle 1246-54
- 4 ……., Peter: clc & cap 1246
- 5 Exonia, John: clc (king's chapel) 1262; clc 1265; cap 1269

6 Burneham, Simon: clc (prince's) 1243; cap (princess's) 1244; cap 1250

7 Bradele, Walter: cap (queen's) 1242; clc (queen's) 1248

keeper/queen's wardrobe 1254

〈要 約〉

○ 第1点 最初のルークについては、クレーリクス・カペラーヌスの双方の称号が同一文書に併記されていた。第1節の引用〔4〕のピータのばあいも同様である。逆にいえば双方の称号の併記は、わずかにこの2名だけに留まった。

○ 第2点 ☆印の3名については、双方の称号の併存がほぼ確実に推定される。まずフィリップについては、称号がクレーリクス・カペラーヌス・クレーリクスの順序で確認された。カペラーヌスの称号は、クレーリクス身分の継続期間中にそれを帯びたことになろう。次のヘンリは、カペラーヌス身分の継続期間中にクレーリクスの称号を帯びたと推定される。シルヴェスタのばあいは、フィリップと同様である。

○ 第3点 サイモンは王太子エドワードのクレーリクスから王女マーガレットのカペラーヌスに所属が変更され、後に国王自身のカペラーヌスになっている。王太子のクレーリクスは、上記の通り定義上で国王のクレーリクスである。国王のカペラーヌスに任命された時点でも国王のクレーリクスの身分が継続していたか、厳密に言えばその点は不明である。しかし反面において、双方の称号の併存を否定すき根拠もない。

○ 第4点 国王のもとで要職に任命されたものとしては、まずルークが国王家政の財務統括者になっている。フィリップは、財務府の長官に就任した。シルヴェスタは、大法官職をえている。最後のウォールタは、王妃のもとで納戸庁長官相当の役割を帯びた。ここでは、それらの事例の存在を確認するだけに留めておこう。国王のカペラーヌスの行政分野における役割については、あらためて後段で検討する。

○ 第5点 聖職においては、ルークがダブリン大司教に選出され、ま

たシルヴェスタがカーライル司教座を取得した。これをカペラーヌスからの昇進と見るか、あるいはクレーリクスからの昇進と見るか。その点もまた後段の課題になる。

○ 第6点 ほかに[第1表]には“国王のカペラのクレーリクス”が2名だけ記載されている。これは“国王のカペラーヌス”と同義であろうか。“国王のカペラーヌス”とは“国王のカペラのクレーリクス”であるか。その点については、後段でさらに詳細な検討が必要であろう。ここではその点も問題になりうることを指摘しておきたい。

[II]

前節では、クレーリクス・カペラーヌス双方の称号が同一人において併存する事例を抽出して検討し、またその検討を通じていくつかの問題点を確認した。この節ではクレーリクスとカペラーヌスとの相違点について、史料所見の一部を提示しよう。問題は、それぞれの称号が“clericus regularis: regular clerk”すなわち修道会所属の聖職者を含みうるか否かという点にある。

[1] ① “Nobili viro Lodovico, primogenito regis Francie [Louis, firstborn of the king of France] …… *frater* Isembardus, *capellanus* vester …… (1217)” — *CPR*, I, 109. ② “Dominus rex commisit *fratri* Mauricio, *capellano* domus Templi Londonie, curam et custodiam hospitalis Sancti Bartholomei Londonie …… (1223)” — *Ibid.*, p. 371. ③ “Dominus rex adhibuit assensum regium electioni facte de *fratre* Johanne, *capellano* Cantuariensis archiepiscopi, in abbatem de Tavis-toc [co. Devon] (1224)” — *Ibid.*, p. 443.

これら3名には、いずれも“フラーテル”と“カペラーヌス”との併記が見られる。彼らは、なるほど国王のカペラーヌスではない。しかしカペラー

ヌスそれ自体は、これらの事例から明らかなように修道会所属聖職者を含みうる。①のばあいは所属会派不明であるが、②のモーリスはテムプル騎士修道会の会員であり、③のジョンはカンタベリ大司教直属であることからして、またベネディクト修道会所属のタヴィストク修道院の院長に選挙されたことからしても、同修道会の構成員であろう。

[2] ① “Presentation of *brother* William de Bliburg, *chaplain* as warden of the hospital of God, Dunewyc [Dunwich, co. Suffolk] (1252)” — *CPR*, IV, 139. ② “Commitment to Ellis son of Hervey, *brother* and *chaplain* of the hospital of Ospreng [Ospringe, Hospreng, co. Kent], of the said hospital …… (1263)” — *CPR*, V, 304. Cf. also p. 284. ③ “Commitment to John de Stapele, *brother* and *chaplain* of the hospital of Ospring …… (1268)” — *CPR*, VI, 265. Cf. also p. 232.

カペラーヌスが修道会所属聖職者を含みうることは、このウィリアム・エリス・ジョンの3名の事例からも知られる。しかもこの3名は、前出のモーリスと同様にそれぞれ施療院の管理者に任命されている。ではこれら施設の管理者は、すべて修道会所属の聖職者に限られるか。

[3] ① “Appointment …… of Robert de Radinges, *king's clerk*, to the keeping of the hospital of the Domus Dei, Dunwich; the king revoking the appointment which he made of Adam de Cestreton, *king's clerk*, to the same (1252)” — *CPR*, IV, 131. ② “…… the wardenship of the hospital of St John the Baptist, Ripon, used to be conferred by the archbishop of York upon fit *clerks* or *chaplains*, who were bound to celebrate divine service therein and to maintain thirteen beds to the use of infirm poor persons of Christ constantly lying therein …… (1266)” — *CPR*, V, 675.

まず①は、前出[2]の①のウィリアムの前任者に関する記録である。その前任者アダムにせよ、またロバートにせよいずれも国王のクレリックスである。国王のクレリックスとは、排他的に “*clericus secularis: secular*

clerk” すなわち聖堂区所属のいわゆる在俗聖職者でないか。筆者のこれまで一連の調査では、国王のクレーリクスの中に修道会所属者が1名も検出されていない。なおダニチの施療院の管理者職については、後出引用〔6〕の④でも言及される。

また勅許状②によれば、リボンのこの施療院の管理者職は、慣例として“適切なクレーリクスかカペラーヌスか”に与えられてきたという。この文脈におけるクレーリクス・カペラーヌスとは、それぞれ在俗聖職者・修道会所属聖職者の意味であろうか。筆者はむしろ祭式の執行者として“適切な”人物であれば、クレーリクスであれまたカペラーヌスであれ、その称号の別を問わないものと理解しておきたい。いずれにせよ、在俗聖職者もまた施療院の管理者たりえたといえよう¹⁾。

1) “Appointment …… of Master William de Kilkenni, *king's clerk*, archdeacon of Coventre, to the keeping of the hospital of Ospringe and the hospital of St John without the east gate of Oxford (1253)” — *CPR*, IV, 185. この事例でも国王のクレーリクスが管理者になっている。

〔4〕 ① “…… rex …… dedit *fratri* Johanni, *capellano* suo …… (1251)” — *CCR*, VI, 423. ② “…… brother Richard de Besingbi, *king's chaplain* …… (1254)” — *CPR*, IV, 291. ③ “…… *fratri* Willelmo de Stapelton', *capellano regis* …… (1259)” — *CCR*, X, 374.

この3名には国王のカペラーヌスと明記されており、しかもフラーテル(ブラザ)つまり修道会所属であることが確認される。

〔5〕 ① “Grant to the prior and canons of Chetwod[e] and their successors of the hermitage (*hermitorium*) of St Werburg, Brehull [Brill, co. Buckingham], as Richard de Brehull, *chaplain*, held it, on condition that they find daily two chaplains celebrating divine service, to wit one in the said hermitage and one in the king's chapel at Brehull, as has been accustomed to be done (1251)” — *CPR*, IV, 117. ② “Rex …… dedit et concessit Roberto de Thornberg', *capel-*

lano regis, heremitorium de Lefbir [Loughborough, co. Oxford] *infra forestam regis de Whichewod* [Wychwood] *cum capella, terris et aliis ad idem heremitorium pertinentibus* …… (1256)” — CCR, X, 7.

③ “Grant to Richard de Ginges [Gynges], *chaplain*, of the hermitage by Crepelgate [Cripplegate] to inhabit …… (1265)” — CPR, V, 412. / “…… *frater* Ricardus de Gynges, *capellanus* in hermitorio nostro juxta Crepelgate, de licentia nostra solitarie vivere …… (1265)” — CCR, XIII, 29.

この3片では、いずれも “[h]eremitorium: hermitage” すなわち隠修士の住居に言及されている。まず①のリチャードはカペラーヌスであり、しかもかつてこの隠修士住居を占有し、この住居と現地の国王礼拝所とにおいて祭式を執行していた。彼もまた国王のカペラーヌスであろう。②のロバートも国王のカペラーヌスであり、国王からラフバラの隠修士住居を付属の礼拝所や所領とともに贈与された。③のリチャードはフラーテルでしかもカペラーヌスであり、国王から隠修士住居での独居生活を認可された。これら隠修士の大半は、いわゆる “Augustinian hermits” すなわちアウグスティーンス隠修士会所属の聖職者であろう。

これらの事例から明らかなようにカペラーヌスは隠修士を含みえたのに対して、他方のクレリックスからは隠修士が1名も検出されなかった。双方の称号の相違点としては、この事実も指摘されてしかるべきであろう。

[6] ① “…… *Simoni capellanno, elemosinario regis* …… (1255)” — CCR, IX, 77. Cf. also pp. 249, 292, 310. ② “…… *Johanni [Colecestre] capellano, elemosinario regis* …… (1256)” — CCR, X, 13. Cf. also pp. 45, 51, 172 et passim. / “Presentation of John de Colecestre, *chaplain and almoner of the king*, to the *prebend* in the [collegiate] church of Crantock in Cornwall …… (1258)” — CPR, IV, 616. ③ “…… *Hugoni capellano, elemosinario regine* …… (1255)” — CCR, IX, 78. ④ “…… *Johanni de Sancta Maria, elemosinario regine regis* …… (1261)” — CCR, XI, 422. / “…… *Johanni de*

Sancta Maria *capellano regine* …… (1260)” — *Ibid.*, p. 246. / “Grant …… to John de Sancta Maria, *king's chaplain*, of the wardenship of the Domus Dei of Dunwich …… (1256)” — *CPR*, IV, 457.

この4名に関しては、国王あるいは王妃のカペラーヌスであることのほかに、それぞれの施物管理官の官職が確認される。これらの事例から明らかに、カペラーヌスは施物管理官でありえたのに対して、他方のクレーリクスからは施物管理官が1名も検出されない。この事実もまた、双方の称号の相違点として指摘しておきたい。では施物管理官はすべて修道会所属であるか。

勅許状②の後半では、クラントクの“コレーギウム”に言及されている。コレーギウムには在俗聖職者の参事会が置かれ、法人としての参事会がこれを管理する。ジョンはそこで参事会員に推薦され、その“*prebenda: prebend*”すなわち参事会員聖職禄を取得した。プレベンダとは一般的に言えば在俗聖職者が占有するものであり、この記録からはジョンを在俗聖職者と見なすべきであろう。逆にいえば筆者の手もとには、彼を修道会所属と見なすべき情報がない。ほかに④の“王妃のカペラーヌス”ジョンも、在俗聖職者であろう²⁾。プレベンダについては、むしろ次節で扱われる。

2) ① “Presentation of John de Colecestre, *chaplain*, the king's almoner, to the church of Baketun Episcopi [Bacton, co. Suffolk], in the king's gift …… (1257)” — *CPR*, IV, 557. Cf. also p. 635. / “Presentation of J. de Colecestre, *king's chaplain and almoner*, to the church of Kelmon, void by the death of J. de Bermingford, *late rector*, and in the king's gift …… (1261)” — *CPR*, V, 172. Cf. also p. 136. ② “Presentation to John de Sancta Maria to the church of Esenden [Essenden, co. Hertford] …… (1260)” — *Ibid.*, p. 92. これらはいずれも“聖堂への推薦”の勅許状であり、この書式で聖堂とは“*parish church*”である。そのことは①の後半の“*rector*”という文言からも知られる。ジョンはこの聖堂区の前任司祭の死亡によって、その後継者に推薦された。聖堂区司祭は、通例として在俗聖職者である。聖堂区司祭については、次節でも扱われる。

[7] ① “…… *fratris Johanni* [son of William de Leukenor] ele-

mosinarii regis …… (1230)” — CCR, I, 465. ② “Rex …… *fratri* Galfrido elemosinario suo …… (1232)” — CCR, II, 33. / “Appointment …… of *fratar* Geoffrey [le Templar], the *king's almoner*, to …… (1236)” — CPR, III, 147. ③ “Rex …… dilectum nobis *fratrem* Walterum le Butiler, *elemosinarium nostrum* …… (1242)” — CCR, IV, 533. ④ “…… liberari faciatis *fratri* Rogero *elemosinario nostro* …… (1245)” — CCR, V, 298.

この4名はいずれも国王の施物管理官であり、しかもフラーテルと明記されている。②のジェフリは、前出[1] ②のモーリスと同様にテムブル騎士修道会所属である。いずれにせよこれら4名の施物管理官は修道会所属であり、施物管理官には修道会所属者をあてることがありえた。しかし引用[6]の4名については、結局のところ修道会所属の確証がない。従ってここでは上記の通り、カペラーヌスが施物管理官でありえたこと、しかし少なくともヘンリ3世治世に関する限り、クレーリクスの施物管理官が検出されないことを再確認するだけに留めざるをえない。なおエドワード1世の治世以降には、施物管理官がクレーリクスの称号を帯びることもある³⁾。

3) ① (1) “…… Henry de Bluntesdone, king's *chaplain* and almoner …… (1297)” — CPR, 1292-1301, p. 293. (2) “…… Henry de Bluntesdon, king's *clerk*, …… (1298)” — *Ibid.*, p. 345. (3) “…… Henry de Bluntesdon, king's *chaplain* …… (1300)” — *Ibid.*, p. 507. (4) “…… Henry de Bluntesdon, king's *clerk* …… (1306)” — CPR, 1301-07, p. 484. ② (1) “…… John de Leek, king's *chaplain* and almoner …… (1309)” — CPR, 1307-13, p. 202. (2) “…… John de Leek, king's *clerk* and almoner …… (ditto)” — *Ibid.*, p. 203. エドワード1世以降には、施物管理官にクレーリクスの称号も検出される。しかもこの2名は、カペラーヌスの称号を帯びることもあった。

[8] ① (1) “…… *fratris* Johannis de Skypton', *capellani domini regis* (1250)” — CCR, VI, 377. (2) “…… John [Skipton] *prior* of Newbrough [Novus Burgus, Newburgh, co. York], king's *chaplain*

…… (1251)” — *CPR*, IV, 85. Cf. also pp. 99, 188, 270, 274, 468. (3)
 “…… to the election of John, *prior* of Newburgh to be elected as
 bishop [Carlisle] …… (1254)” — *Ibid.*, p. 292. ② “…… at the
 instance of Richard, canon of Newburgh, king's *chaplain* …… (1256)”
 — *Ibid.*, p. 478.

ジョンは、ニューバラの“プリオル”すなわちアウグスティーンス修道会
 所属のニューバラ修道院の参事会長であった。②のリチャードも同じ修道院
 の修道参事会員である。修道会所属のカペラーヌスの最後に、この2名の情
 報を追加しておきたい。

* * * * *

この節ではクレリックスとカペラーヌスとの相違点を確認すべく、それぞ
 れの称号が修道会所属の聖職者を含みうるか否かという観点から史料所見を
 提示した。

【第2表】 修道会所属のカペラーヌス

(人名の頭書の数字は、本文中の引用の番号を示す。)

-
- 1 -----, Isembard: brother
 - 1 -----, Maurice: brother (Templar)
 - 1 -----, John: brother (Benedictine)
 - 2 Bliburg, William: brother/hospital (Dunwich)
 - 2 Hervey, Elias son of: brother/hospital (Ospring)
 - 2 Stapele, John: brother/hospital (Ospring)
 - 4 -----, John: brother
 - 4 Besingbi, Richard: brother
 - 4 Stapelton, William: brother
 - 5 Brehull, Richard: hermitage (Brill)
 - 5 Thornberg, Robert: hermitage (Loughborough)
 - 5 Ginges, Richard: hermitage (Cripplegate)
 - 7 Leukenor, John son of William: brother (Templar)/almoner
 - 7 -----, Geoffrey: brother (Templar)/almoner

7 Butler, Walter: brother/almoner

7 -----, Roger: brother/almoner

8 Skipton, John: brother/prior (Newburgh Augustine)/bishop (Carlisle)

8 -----, Richard: canon (Newburgh Augustine)

[参考] 本節の検証対象者で修道会所属の確証がないもの

3 Radinges, Robert: hospital (Dunwich) secular: clerk

6 -----, Simon: almoner secular ?

6 Colecestre, John: almoner/prebend (Crantock) secular

6 -----, Hugh: almoner secular ?

6 Sancta Maria, John: almoner (queen's) secular

〈要 約〉

○ 第1点 引用[3]の説明で述べた通り、筆者のこれまで一連の調査では、国王の“クレーリクス”の中に修道会所属者が1名も検出されていない。それに対して、国王の“カペラーヌス”には修道会所属者が少なからず発見された。双方の称号の相違点としては、まずこの事実を確認しておきたい。

○ 第2点 では“カペラーヌス”とはすべて修道会所属であるか。結論を先取りしていえば在俗聖職者もこの称号を帯びることがあり、次節はまさにその事例の検証に当てられる。本節においても、引用[6]の4名については修道会所属の確証がなく、そのうちの2名については逆に在俗聖職者と推定された。

○ 第3点 引用[2]および[3]では、双方の称号と施療院の管理者との関係に言及した。結論を端的に言えば、この役職はカペラーヌス・クレーリクスの双方に開かれていた。

○ 第4点 さらに引用[5]では、隠修士との関連が問われた。隠修士はいうまでもなく修道会所属であり、従って彼らについてはカペラーヌスの称号が確認された。しかし隠修士がクレーリクスと呼ばれる事例は見当たらない。

○ 第5点 最後に国王・王妃の施物管理官との関連が検討された。こ

れまでの検証によれば、施物管理官には“カペラーヌス”若干名と“フラーテル”若干名とが確認されている。引用〔6〕および〔7〕がそれである。しかし施物管理官からは、少なくともヘンリ3世治世に関して他方の“クレーリクス”の称号が確認されていない。クレーリクスの施物管理官は、エドワード1世治世以降に確認される。

〔Ⅲ〕

この節では、在俗のカペラーヌスが扱われる。

〔1〕 ① “Dominus rex concessit et dedit Luce, *capellano* H[uberti] de Burgo justiciarii Anglie, cancellariam Lichefeldensem[Lichfield] cum prebenda ad eam pertinente …… (1223)” — *CPR*, I, 386. ② “…… dilecto *clerico* nostro L[uce] *capellano*, decano Lichefeld, decanatum Sancti Martini, London …… (1225)” — *Ibid.*, p. 550. ③ “Lucas *capellanus* habet literas de presentatione ad archidiaconatum Norwicensem [Norwich] …… (1226)” — *CPR*, II, 91.

このルークは、本稿冒頭のルーク本人である。まず①では、王国大司法官ヒューバト直属のカペラーヌスと書かれている。リチフィールド司教座参事会において“カンケラーリウス”すなわち文書主管に任命され、その主管職に固有のプレベンダを取得した。②は再度の引用である。この時点で彼は大司法官直属から国王直属にかわり、しかもクレーリクス・カペラーヌス双方の称号を帯びている。また彼は同じ司教座において文書主管から参事会長に昇格しており、ほかにロンドン聖マルティヌス大聖堂においても参事会長職を取得した。さらに③では、ノリヂ司教のもとで“アルキディアーコヌス”すなわち司教補佐職をえている。

在俗のカペラーヌスといえ、このルーク自身がそれであつた。何故か。第1に、リチフィールド司教座の参事会は在俗聖職者の参事会であり、文書

主管も参事会長も原則として在俗聖職者であろう。第2に、彼は文書主管職に固有のプレベンダを取得した。“プレベンダ”とは在俗聖職者の参事会員に特有の聖職禄であり、修道参事会では資産が法人としての参事会によって一括して管理され、参事会員が個別にプレベンダの配分を受けることがない。第3に、彼はロンドン聖マルティヌス大聖堂の参事会長に任命されている。これは本稿の冒頭で指摘の通り王立自由礼拝所であり、そこにも在俗聖職者の参事会が置かれた。この王立のカペラの参事会長であるということは、彼自身が在俗聖職者であったことを推定させる。第4に、彼はノリヂ司教のもとで司教補佐職をえた。ノリヂの司教座参事会それ自体は、なるほど修道参事会である。しかし司教補佐は通例として在俗聖職者であって、修道参事会は司教補佐を排除して構成される。

ルークが在俗聖職者であることは、彼がクレリックスと呼ばれていることそれ自体からも推定された。さらにこれら4点は、その推定を補強するものといえよう。

[2] ① “…… ad *prebendam* que fuit Mathei, *capellani* de Lichefeld, in ecclesiam Lichefeld, que ad donationem regis …… (1224)” — *CPR*, I, 437. / “…… ad *prebendam* quam Matheus *capellanus* habuit in ecclesia Sancti Cedde, Salopesbiry [St Chad, Shrewsbury] (ditto)” — *Ibid.*, loc.cit. ② “…… Roger …… Walkelin the *chaplain*, canons of Lichefeld …… (1256)” — *CPR*, IV, 535.

このマスューもまた、同じリチフィールド司教座で参事会員としてプレベンダを占有していた。彼はほかに、シュロウズベリ聖チャド聖堂でも参事会員としてプレベンダの占有者であった。記載の通り彼もまたカペラーヌスであり、しかも少なくとも2件のプレベンダを占有していたことになる。やはり在俗聖職者であろう。なお②のウォークリンに関してもリチフィールド司教座参事会員の資格が明記されており、やはり在俗のカペラーヌスと見なされる。

[3] ① “…… dilecto *capellano* nostro magistro Waltero de Lench’ (1230)” — *CCR*, I, 421. / “Magister Walterus de Lench, *clericus*, et

decanus [Sancte Marie] Staffordie …… (1231)” — *CPR*, II, 426. ② “…… Simoni de Offeham, *capellano regis*, et decano [ecclesie Sancte Marie] Stafford’ …… (1249)” — *CCR*, VI, 244. Cf. also p. 252.

まず①のウォールタには、第1節の引用〔1〕でも言及した。彼は①の前半においてカペラーヌスであり、後半ではクレーリクスと書かれている。しかも彼はスタフアド聖母マリア聖堂の参事会長であり、この聖堂もロンドン聖マルティヌス大聖堂と同様に王立自由礼拝所である。②のサイモンも国王のカペラーヌスであり、しかも同じスタフアド王立自由礼拝所の参事会長である。いずれも在俗の聖職者であろう。

〔4〕① “Rex dedit *capellano suo* Willelmo de Houeton’ decanatum Sancte Marie Salopie …… (1232)” — *CCR*, II, 42. ② “…… Willelmo de London’, Edmundo de London’ …… *capellanis regis* ministrantibus in capellis regis apud Westmonasterium …… (1256)” — *CCR*, IX, 320. / “…… the deanery of St Mary, Shrewsbury, void by the resignation of William de London (1262)” — *CPR*, V, 221.

この2名のウィリアムには、いずれもシュロウズベリ聖母マリア聖堂の参事会長の経歴が知られる。この聖堂もまた王立自由礼拝所であり、従って2名のカペラーヌスは在俗聖職者であったと推定される。

〔5〕① “Grant to Laurence de London of a prebend of the church of St Mary, Hasting[e]s [co. Sussex] …… (1247)” — *CPR*, IV, 2. / “Laurencio de London’, *capellano* ministranti in capella castri regis de Windes’ [Windsor] …… (1260)” — *CCR*, XI, 313. ② “Grant …… to Henry de Sar[esburia], *king’s chaplain*, of whatever pertains to the king’s collation touching the deanery of the church of Pencriz [Penkridge, co. Stafford] …… (1256)” — *CPR*, IV, 499. ③ “Grant to Stephen de London, *chaplain*, of the deanery of Bruges [Bridgenorth, co. Salop] …… (1265)” — *CPR*, V, 407. ④ “…… the prebend which Simon, *king’s chaplain*, deceased, had in the church of

Tamworth [co. Stafford] (1267)” — *CPR*, VI, 48.

これら4名には、すべてカペラーヌスの称号が明記されている。しかもヘイスティングズ・ペンクリヂ・ブリヂノース・タムワスの各聖堂は、すべて在俗聖職者の王立自由礼拝所である。最初のローレンスは、参事会員としてプレベンダを占有することになった。最後のサイモンは、生前にプレベンダを占有していた。ほかの2名は、いずれも参事会長であった。

[6] ① “…… Thome, *capellano* regis, cancellario Hereford’ …… (1241)” — *CCR*, IV, 299. / “…… Thome, *cancellario* Herefordensi …… (24 Feb. 1243)” — *CCR*, V, 14. ② “Grant to Th[omas], king’s chaplain, of the *archdeaconry* of Llandaff with the prebend which Maurice, sometime archdeacon of Llandaff, in the church of Llandaff, in the king’s gift …… (26 March 1243)” — *CPR*, III, 370. ③ “Grant to Silvester de Everdon of the *archdeaconry* of Chester, in the king’s gift …… (1244)” — *Ibid.*, p. 447. ④ “Presentation of Thomas de Anesty, *chaplain*, to the *archdeaconry* of Northumberland, in the king’s gift …… (1249)” — *CPR*, IV, 39. ⑤ “Grant to Robert de Anne, *chaplain*, of the *chancellorship* of the church of Emly [Ireland] …… in the king’s gift by reason of the voidance of the bishopric of Emly; with mandate in pursuance to the *dean and chapter* (1266)” — *CPR*, V, 546.

これら5名中の③シルヴェスタについては、すでに第1節の引用[3]でカペラーヌスの称号を確認していた。ほかの4名には、すべてその称号が明記されている。まず①のトマスは、ヘレファド司教座の文書主管である。この司教座の参事会も在俗聖職者で構成されるこのからして、トマスは在俗聖職者かと推定される。②のトマスはランダフの司教補佐に任命され、③のシルヴェスタはチェスタの司教補佐職をえた。④のトマスは、ノーサムバランドの司教補佐に推薦されている。ノーサムバランドの司教補佐管区は、グラム司教管区に含まれる。グラム司教座それ自体には修道参事会が置かれているとはいえ、司教補佐は通例として在俗聖職者であろう。

最後のロバートは、アイルランドのエムリ司教座において文書主管職を取得した。引用末尾の“dean and chapter”とは在俗聖職者の参事会を意味するもので、修道参事会つまり“prior and convent”に対比される。要するにエムリ司教座には在俗聖職者の参事会が置かれており、その文書主管ロバートは在俗聖職者であろう。

ところでヘレファド・ランダフの両司教管区は隣接している。そのことからすれば、①のトマスと②トマスとは同一人かも知れない。①はヘレファド文書主管としての最後の情報であり、②はランダフ司教補佐としての最初の情報である。両者のへだたりは、ほぼ1カ月にすぎない。しかし筆者の手もとには同定の確証がないので、とりあえず別人として扱った。聖堂区所属つまり在俗のカペラーヌスについては、次節でも検討を続ける。

* * * * *

【第3表】 在俗のカペラーヌス（その1）

○省略表記○ kfc: king's free chapel

(人名の頭書の数字は、本文中の引用の番号を示す。)

-
- 1 -----, Lucas: clerk/chancellor (Lichfield)/prebend (Lichfield)
dean (kfc St Martin's-le-Grand)/archdeacon (Norwich)
 - 2 -----, Matheus: prebend (Lichfield; kfc Shrewsbury)
 - 2 Walkelin, ---: canon (Lichfield)
 - 3 Lench, Walter: clerk/dean (kfc Stafford)
 - 4 Houeton, William: dean (kfc Shrewsbury)
 - 4 London, William: dean (kfc Stafford)
 - 5 London, Laurence: prebend (kfc Hastings)
 - 5 Saresburia, Henry: dean (kfc Penkridge)
 - 5 London, Stephen: dean (kfc Bridgenorth)
 - 5 -----, Simon: prebend (kfc Tamworth)
 - 6 -----, Thomas: chancellor (Hereford)
 - 6 -----, Thomas: archdeacon (Llandaff)
 - 6 Everdon, Silvester: archdeacon (Chester)
 - 6 Anesty, Thomas: archdeacon (Northumberland)

6 Anne, Robert: chancellor (Emly)

〈要 約〉

この〔第3表〕に記載の15名については、それぞれ併記事項によって在俗聖職者であることが確認された。引用〔1〕のルークのばあいでは、まず彼がカペラーヌスのみならずクレーリクスの称号をも帯びたことによってそれが確認された。また彼はリチフィールド司教座で文書主管であり、しかもプレベンダを占有している。このいずれも在俗聖職者に固有の役職であり聖職禄であった。さらに彼は王立自由礼拝所の参事会長であり、ほかにノリズの司教補佐であった。これらもまた在俗聖職者に固有の役職にほかならず、彼はこの5点において在俗聖職者の要件を充たしていた。ほかの14名は、これら要件のいずれかによって聖堂区所属と判定された。

〔IV〕

この節では、カペラーヌスの聖堂区所属を別な根拠から検証する。

〔1〕 ① “Johannes de Northfeld, *capellanus*, habet litteras de *presentacione*, directas domino Lincolniensi episcopo, ad *ecclesiam* Sancti Johannis Bapthiste in Oxonia …… (1217)” — *CPR*, I, 67. ② “Jacobus *capellanus* domini regis habet litteras de *presentacione* …… ad *ecclesiam* de La Cnolle [Knogle, co. Wilts] (1222)” — *Ibid.*, p. 338. ③ “*Presentation* of Osbert de Maidenestan, king’s *chaplain*, to the *church* of Estchyrche [East-Church, co. Kent], in the king’s gift

…… (1243)” — *CPR*, III, 377.

『開封勅許状簿』からとりあえず3名の事例を引用した。勅許状の受給者ジョン・ジェイコブ・オズバトの3名は、いずれも“カペラーヌス”の称号を帯びている。ほかの斜体字の文言に注目されたい。国王は彼らをそれぞれしかるべき“聖堂”へ“推薦”した。では“聖堂への推薦”とは何か。結論を先取りしていえば、これもまた在俗すなわち聖堂区所属の身分を推定させる。何故か。

[2] ① “— Sciatis quod ad resignationem Johannis de Wighenholt, *rectoris ecclesie de Stokes* [co. Berks?], que est prebenda capelle [regis] de Walingeford …… concessimus …… dedimus dilecto nobis Hugoni de Bathonia, *clerico*, predictam prebendam cum pertinentiis suis (1227)” — *CPR*, II, 113f. ② “Presentation of Walter de Merton [king’s *clerk*] to the church of Potton [co. Bedford], void by the confirmation of Master Simon de Wauton [Walton], the late *rector* thereof, to be bishop of Norwich, and in the king’s gift …… (1257)” — *CPR*, IV, 574. ③ “Re-presentation of William de Sancto Gorono, king’s *clerk*, to the church of Stoke in the diocese of Winchester, void by the death of Peter Russynol, sometime *rector* thereof, and in the king’s gift …… (1260)” — *CPR*, V, 133.

書式の共通点に注目されたい。これらもまた“聖堂への推薦”の勅許状であり、国王が空席の“聖堂”に後任の候補者を推薦した。引用[1]との相違点は、まず勅許状の受給者が“クレリクス”であること、また前任者が明記されていることにある。そのみか前任者の称号も付記され、彼らはそれぞれの聖堂の“レークトル”であったという。前任者がレークトルであれば、後任者もレークトルであろう。要するにこれらは、聖堂区司祭職への推薦状であった。すでに再三にわたって述べたように、クレリクスと呼ばれるものは排他的に在俗聖職者である¹⁾。聖堂区司祭の任務は、いうまでもなく聖堂区従属民の司牧である。従ってそれは、本来的に聖堂区所属者つまり在俗聖職者の任務であった。

1) ① “Grant to the king’s *clerk* William, *prior* of Le Mas (1264)” — *CPR*, V, 380. ② “Mandate to Thomas de Rowell, king’s *clerk*, keeper of the priory of Bermundese [Bermondsey, co. Surrey] to restore the temporalities thereof to John de Chartres, monk of La Charité …… appointed to be prior and presented to the king (1266)” — *Ibid.*, p. 544. 前者ウィリアムは、クレーリクスでしかも修道参事会長であるという。これは誤植でないとするれば、きわめて異例である。しかし後者トマスのように、クレーリクスが修道参事会長職を過渡的に代行することもあり、ウィリアムのばあいも同様ではなかったか。なお筆者は、別稿において“在俗修道参事会長”なるものに言及したことがある。拙稿 J「〈史料所見〉 *Calendar of Papal Registers* における教皇官僚 — 1198 年から 1471 年まで (追補)」北海道大学『文学部紀要』通巻第 78 号 (1993), 第 4 節, 注 2)。“在俗修道参事会長”については、本節後段でも触れる。

[3] ① “Presentation of Hugh de Akeford, *chaplain* of the queen, to the church of Suthtauuton [Tawton South, co. Devon], void by the death of Master Roger Lovel [Luvel], some time *rector* of the same, in the king’s gift …… (1256)” — *CPR*, IV, 496. / “…… Master Roger Lovel, king’s *clerk*, as proctor in the pope’s court (1250)” — *Ibid.*, p. 69. ② “Presentation of John de Wyham, king’s *chaplain*, to the church of Helenden [Elindon, Helenden Wroughton, co. Wilts], void by the death of Ilger, late *rector*, and in the king’s gift (1260)” — *CPR*, V, 95. ③ “Presentation of Robert de Anna, *chaplain* to the church of St Mary, Grimmesby [Grimsby, co. Lincoln], void by the death of Master John de Parton, sometime *rector* thereof …… (1263)” — *Ibid.*, p. 249.

やはり 3 通だけを例示した。引用 [2] との書式の共通点に注目されたい。被推薦者の称号はカペラーヌスになっているが、この 3 通ではカペラーヌスが“レークトル”の役職を前任者から継承している。しかも①では、前任者ロジャが後半の引用から知られるようにクレーリクスである。従ってこのばあいには、同じ聖堂区司祭職がクレーリクスからカペラーヌスへ継承されたことになる。カペラーヌスもまた聖堂区司祭でありうるというのは、そ

のカペラーヌスが在俗聖職者であったことを示唆している。なお被推薦者がクレーリクスであれまたカペラーヌスであれ、前任者に関して“レークトル”と明記されているのは、事例として必ずしも多くない。筆者自身が確認しえたのは、わずか27件に留まっている²⁾。

2) 参考までに『開封勅許状簿』におけるそれらの所在だけを列挙しよう。*印はすでに本稿で引用されていることを示す。II-113 *; IV-496 *, 544, 556, 574 *, 58 lbis, 615, 616; V-10, 95 *, 116, 129, 133 bis *, 140, 141, 172 (前節 注2), 206, 249 *, 382, 504; VI-15, 18, 500, 523, 614. 要するに『開封勅許状簿』の関係分全6巻から、わずか27件の事例しか検出されない。

では前任者に関して、ほかにどのように書かれているか。

[4] ① “Rex …… Sciatis quod ad resignationem Walteri Blundi de Aure, *personae ecclesie de Aure* [Awre, co. Gloucester], *que est de donatione nostra …… concessimus …… ipsam ecclesiam de Aure dilecto nobis Henrico de Aure, clerico ……* (1226)” — CPR, II, 60.
 ② “Dominus rex, ad resignationem Walteri de Brackele, clerici de garderoba domini regis, concessit et dedit …… Willelmo Friland *ecclesiam de Stratton in Strettondale* [co. Salop] …… recipiendo de eadem ecclesia nomine *personatus* xxv marcas annuas …… (1227)” — *Ibid.*, p. 170. ③ “Dominus rex, ad concessionem Magistri Hamonis *personae ecclesie de Sautwud* [Saltwood, co. Kent], dedit Magistro Henrico de Bissopeston *ecclesiam de Sautwud …… percipiendo de ecclesia illa, nomine personatus, annuam pensionem unius bisantii ……* (1228)” — *Ibid.*, p. 225.

これらは“聖堂の贈与”の勅許状である。①では、前任者ウォールタに“persona”という称号が併記されている。この称号については、次の引用において説明する。②の前任者もウォールタであるが、彼は国王の納戸庁のクレーリクスとだけ書かれている。しかし後任者ウィリアムは、文面によれば“ペルソーナの資格において”25マークの年収を約束された。前任者も

“ペルソーナ”であろう。③では前任者ヘイモウに“ペルソーナ”の称号が併記され、また後任者ヘンリもやはり“ペルソーナの資格において”ビザンツ金貨1枚の年収を取得している。

[5] ① “Presentation of Ralph de Whatevill on the resignation of Roger, *parson* of the *church* of Tangemere [co. Sussex], to the said *church*, in the king's gift …… (1233)” — *CPR*, III, 21. ② “Presentation of Gilbert de Stokes to the pension of 2s., by the name of the *parsonage*, in the church of St Ewe, in the diocese of Exeter, in the king's gift …… (1238)” — *Ibid.*, p. 217. ③ “Presentation of Huldric de Hoye, to the *church* of Elham [co. Kent], void by the death of Master G. *parson* thereof, in the king's gift …… (1245)” — *Ibid.*, p. 449. ④ “Notification that …… the king presented his clerk William de Birlay to the *church* of Warsope [Warsop, co. Nottingham], void by the death of Richard de Sutton, sometime *parson* thereof, and in the king's gift …… (1268)” — *CPR*, VI, 255.

前任者に関する“ペルソーナ”の称号の併記は、これら4通にも見られた。あるいは引用[4]の3通を含めて、わずか7通にしか見られないというべきか。いずれにせよこれは“レークトル”の27件と比較して、4分の1に過ぎない。何故か。

[6] ① “Presentation of Henry de Sarr', *chaplain*, to the *church* of Tidolvesside [Tilshead, co. Wilts], void by the death of Martin de Sancta Cruce …… (1259)” — *CPR*, V, 43. / “Sancta Cruce, Martin de, *parson* of Tilshead” — Index. ② “Presentation of Richard de Radeclive, *chaplain*, to the *church* of St Laurence, Strattondale [co. Salop], void by the death of Peter del Espineye …… (1265)” — *Ibid.*, p. 508. / “Espineye, Peter del, *parson* of Stretton church” — Index. ③ “Presentation of Henry de Cotes, *chaplain*, to the *church* of Dreyton Passelewe [Paslow, co. Buckingham], in the diocese of Lincoln, void by the resignation of John de Holewell (1268)” —

CPR, VI, 238. / “Holewell, John de, *parson* of Dreyton Paslow” — Index.

これらもまた“聖堂への推薦”の勅許状であるが、前任者に関して“レークトル”ともまた“ペルソーナ”とも書かれていない。斜線以下は、いずれも『開封勅許状簿』の索引の記載である。索引によれば、この刊本史料集の編者はこれら前任者をすべて“ペルソーナ”であったと考えている。

この文脈での“*persona: parson*”とは、まさに“*presbyter parochianus: parish priest*”にほかならない。聖堂区の主任つまり聖堂区司祭が“ペルソーナ”と呼ばれるのは何故か。聖堂区司祭とは、聖堂区において神あるいは守護聖者の代理者であると見なされた。いいかえると彼は、神・聖者の仮面（ペルソーナ）を帯びて神・聖者の役割（ペルソーナ）を演じた。従って彼は、その聖堂区において“神の資産”・“守護聖者の資産”を神・聖者の代理者として適法に占有する。

それに対して一方の“*rector* < *regere*: to direct, govern, lead, etc.”とは、語義にそくしていえばまさに“統率者”である。聖堂区司祭の一般的な呼称はむしろ“ペルソーナ”であり、ペルソーナは聖堂区の統率者という意味で“レークトル”と呼ばれることもあった。

『開封勅許状簿』全般において、引用〔2〕〔3〕は前任者を“レークトル”と明記している点で少数の例外に属していた。また引用〔4〕〔5〕は“ペルソーナ”と明記している点において、さらに少数の例外であった。逆に圧倒的多数はいずれとも明記せず、わずかに索引において“ペルソーナ”であることを示唆しているに過ぎない。何故か。『開封勅許状簿』の文面に“ペルソーナ”と明記されないのは、あえてそれを明記するまでもなく自明であったからではないか。

いずれにせよ引用〔1〕をはじめとして“聖堂への推薦”あるいは“聖堂の贈与”という文言は、聖堂区司祭職への推薦を意味するものであった。従ってあるカペラーヌスが聖堂区司祭に推薦されているとすれば、彼にはまさにその事実からして引用〔2〕のクレリックスと同様に在俗聖職者の身分が推定される。

“聖堂への推薦”に関連して、ほかに若干の事例に注目しておこう。

[7] ① “(1) *Fratres hospitalis Sancti Marie de Dovre* [Dover, co. Kent] habent litteras de presentacione ad *ecclesiam* de Sellinges [Sellinge, co. Kent], (2) ad sustentandum pauperes ejusdem hospitalis …… (1222)” — *CPR*, I, 339. ② “Confirmation to the brethren of the hospital of St Mary, Dover, of the church of Sellinges, granted to them in the sixth year [1221/22] for the maintenance of the poor of the hospital (1248)” — *CPR*, IV, 23.

まず勅許状①の前半(1)は、書式・文言の双方において基本的に本節冒頭の引用[1]と共通している。従ってこれもまた“聖堂への推薦”の勅許状である。しかし被推薦者は“フラートレス”すなわち“フラーテル”の複数形になっている。ドウヴァ聖母マリア施療院のいわば“兄弟団”であり、修道会所属聖職者の集団であろう。ではその“兄弟団”なるものが聖堂区司祭職に推薦されたということか。単一の聖堂区に複数の主任司祭が置かれたということか。また聖堂区司祭職とは、在俗聖職者に固有の役職ではないか。修道会所属者の“兄弟団”がその役職を帯びるというのは、どのようなことか。

同じ勅許状の後半(2)に注目しよう。そこには“この施療院の貧者を扶養するために”と書かれている。この文言から逆推すれば、施療院の“兄弟団”が取得したのはセリング聖堂区の司祭職からの収益であろう。その収益を貧者扶養の財源として取得したものと推定される。聖堂区従属民の司牧は、しかるべき司祭職代行者に委任されたであろう。すなわち法人としての“兄弟団”が法人の負担においてしかるべき在俗聖職者を雇用し、彼に司牧義務を代行させたのではないか。司牧義務の代行者委任の慣行については、司教補佐職に関してすでに拙稿において詳述した³⁾。この“兄弟団”のばあいにも、同様の代行者委任がなされものと推定しておこう。なお勅許状②は、①の追認文書である。

3) 拙稿 K 「イングランドにおける司教補佐の代行者委任 — 1198 年から 1471 年まで

(上・中・下) 北海道大学『文学部紀要』通巻第71・72・73号(1991/92)。

[8] ① “(1) Presentation of John de Secusia, nephew of Master Henry [de Secusia, Suse], *prior* of Antibes [Alps Maritimes] to the church of Crek [Creak, co. Norfolk], in the king's gift …… (2) as Master Henry, whom the king presented to that church, has not thought fit to prosecute such presentation …… (1240)” — *CPR*, III, 238. ② “Presentation to [of ?] Master Henry de Secusia to the church of Monekeston [Monkton, co. Kent], in the king's gift …… (1240) — ” *Ibid.*, p. 240. ③ “Presentation of Master Henry de Secusia to the *wardenship* or *priory* of the house of St Cross, Winchester …… it is given to him as a perpetual and personal benefice (1241)” — *Ibid.*, p. 249. ④ “(1) Request to …… [the] official of the archdeacon of Winchester, to invest Master Henry de Secusia, king's *clerk*, with the *wardenship* or *priory* of the house of St Cross, Winchester, void by the death of Master Humphrey de Mil[l]ers, and in the king's gift (1241)” — *Ibid.*, p. 252. “(2) Presentation of William de Grave to the church of Uveston [Owston, co. Lincoln], void by the death of Master Humphrey de Millers and in the king's gift …… (1241)” — *Ibid.*, p. 250. ⑤ “Appointment of Master Henry de Secusia, *prior* of Antibes, and Master …… as the king's proctors in the court of Rome …… (1242)” — *Ibid.*, p. 274. ⑥ “…… Master Henry de Secusia, king's special *clerk*, and proctor in this matter …… (1244)” — *Ibid.*, p. 439.

この事例もまた、きわめて紛らわしい。ヘンリは、最初の①の(1)および最後の⑤において“プリオル”すなわち“修道参事会長”であるという。彼は修道会所属であるか。その一方で彼は、①②において一度ならず二度までも“聖堂への推薦”を受けており、また④および⑥ではクレーリクスであるという。逆に在俗聖職者であろうか。

筆者なりの推定を先取りしていえば、ヘンリは在俗聖職者であった。彼は①および⑤においてアンティプの“修道参事会長”であるというが、その意味については厳密にいえば不明である。しかし③および④では、ウィンチェスタ聖十字架の家において正規の“修道参事会長”職へ“推薦”されたとは見なしがたい。筆者が知る限り『開封勅許状簿』における“プラエセンターティオー”の文書は、すべて在俗聖職への推薦文書である。修道会所属聖職者に関しては、なるほど修道院長や修道参事会長の選挙の実施を“認可”することがある⁴⁾。しかし修道院長職や修道参事会長職への“推薦”に関しては、その事例が見当たらない。

4) ① “Prior et conventus de Waltham habent *licentiam* elegendi sibi *abbatem* …… (1230)” — *CPR*, II, 330. ② “Royal *assent* to the *election* of Alan, sometime prior of Sulye, to be *abbot* of Tavistok …… (1233)” — *CPR*, III, 18. ③ “Royal *assent* to the *election* of Rowland, canon of St Denys by Southampton, to be *prior* of that place …… (1233)” — *Ibid.*, p. 25. ④ “The sub-prior and convent of Covintre [Coventry] have *licence* to elect a *prior* (1235)” — *Ibid.*, p. 118. とりあえず 4 件だけを例示した。①②では修道院長の選挙に、また③④では修道参事会長の選挙に言及されている。しかも①および④は選挙実施を“認可”したもので、②および③は選挙結果の追認の勅許状である。

そこで次に③および④における“*wardenship* or *priory*”という文言に注目しよう。ラテン語の原文では“*de presentatione ad custodiam aut prioratum*”であろうか。前者の“*warden*”は“*custodian*”, “*guardian*”, “*keeper*”などと互換的に用いられ、とりわけ“*warden*”は未成年者に対する“後見人”を意味することもある。このばあいでは、修道会所属のウィンチェスタ聖十字架の家に対する後見人相当の役職ではないか。また後見人という表現が不適切であるとすれば、受託管理者すなわち正規の修道参事会長の管理業務代行者であろうか。

一方の“*priory*”は、本来の意味からすればいうまでもなく“修道参事会長職”であり、修道会所属の聖職者に固有の職務である。しかしここでは“ウォードウン職あるいはプライア職”と書かれているので、その“プライ

ア”とは、上記の受託管理者の便宜的呼称とおもわれる。要するに問題のヘンリは、文面に“プライア”と書かれていても、そのことだけで修道会所属と断定しえない。①および⑤のアンティプの“修道参事会長”もまた、実態において管理業務の受託者ではないか。

なお④の(1)によれば、ヘンリは聖十字架の家の“プライアリ”をハムフリの死亡によって取得した。逆にいえば、ハムフリもまた“プライア”であった。ではハムフリは修道会所属か。④の(2)では、生前のハムフリがほかに聖堂区司祭職を占有していたという。彼もまた在俗聖職者であろう。ほかに1例を追加しておこう。

[9] ① “Presentation of John de Exonia to the church of Odecumbe [Odcumbe, co. Somerset] in the king's gift by reason of his *keeping* of the *priory* of Montacute, void by the cession of Mark, sometime *prior* …… (1251)” — *CPR*, IV, 102. ② “…… Johanni de Exonia, *clerico* regis …… (1250)” — *CCR*, VI, 288.

マークはモンタキュートの“プライア職”にあったが、彼の“譲渡”によってそれが空席になった。空席の“プライア職”は、ジョンの“管理”に委ねられた。ジョンはオウドクムの聖堂区へ推薦された。推薦理由は、彼がモンタキュートのプライア職を受託管理しているからであるという。前任者マークに関しては修道会所属か否か、これだけではいずれとも判定しがたい。しかしジョンは“聖堂への推薦”からして、また②でクレーリクスと書かれていることからして在俗聖職者と推定される⁵⁾。

5) これらのいわゆる“在俗修道参事会長”については、すでに本節の注1)でも言及している。

引用[7][8][9]は、なるほどカペラーヌスとは無関係であった。しかしこれらはいずれも“聖堂への推薦”の意味を確認するために、紛らわしい事例として抽出し検討したものである。検討の結果を再確認しよう。勅許状における“聖堂への推薦”という文言は、被推薦者が在俗聖職者であるこ

とを意味する。従って逆に、この文言それ自体から被推薦者の所属が判定されるといえよう。

カペラーヌスに戻って、受託管理の記録を追加しておこう。

[10] ① “Appointment of William, king’s *chaplain*, as *guardian* of the void abbey of St Mary, Winchester …… / Mandate to Master Henry de Cerne to deliver to him [William] the *custody* of the abbey (1236)” — *CPR*, III, 148. ② “…… *compotum* Magistri Henrici de Cerne de tempore quo fuit *custos* operum castri nostri Wintonie [keeper of works of Winchester Castle] …… (1241)” — *CCR*, IV, 269.

ウィリアムは国王のカペラーヌスであり、空席のウィンチェスタ聖母マリア修道院を受託管理することになった。①の後半は、受託管理権の引き継ぎの指令文書である。前任者はヘンリであり、彼は②によればウィンチェスタの王城の建造物管理官であった。前任者ヘンリは、その職掌からして在俗聖職者であろう。ウィリアムに関しては、いずれとも識別しえない。しかし彼もまた受託管理者であることからして在俗聖職者でないか。

[11] ① “Mandate to John de Cobeham, to whom the king committed the *priory* of Hegham [Higham, Hecham, Heyham, co. Kent] because of discords between the prioress and nuns, not to intermeddle further therein, as the king has committed it to John de Wyham [Witham] king’s *chaplain*. / Commitment to John de Witham, king’s *chaplain*, of the said *priory* to keep ……; as the king thinks it more seemly to commit it to an ecclesiastic (1270)” — *CPR*, VI, 444. ② “…… a contention and discord between the prioress of Hecham and the convent of the said house, the king has taken the *priory* into his hand and committed the same to Master Ralph de Frenyngham, king’s *clerk*, to keep ……; he commands the tenants of the *priory* to be intendant to the said Ralph as the king’s *guardian* of the same (1270)” — *Ibid.*, p. 405. ③ “To Master Ralph

de Freningham …… he is continually attendant to the business of the king's son Edward, and cannot conveniently attend to the keeping of the *priory* of Hecham …… the king has committed that to Gilbert, dean of [the rural deanery of] Sorham [Shoreham, Soreham, co. Kent] …… and commands him[R] to deliver it into his[G] keeping (1270)” — *Ibid.*, p. 410. Cf. also p. 411. ④ “…… the king's brother Richard king of Almain, to whom the king has committed the keeping of the *priory* of Heyham …… on condition that he should substitute someone in his place to keep it, and he has substituted John de Cobbeham to keep it …… (1270)” — *Ibid.*, p. 452. / “Appointment of …… and John de Cobeham as *justices* in eyre for common pleas …… (1268)” — *Ibid.*, p. 255. ⑤ “…… John de Wytham, *parson* of the church of Stokes (1272)” — *Ibid.*, p. 657.

これも受託管理の記録であるが、管理対象は修道院長職ではなくて、修道参事会長職である。まず①では、ハイアムの修道参事会長職に関して受託管理権がジョンCからジョンWへ引き継がれた。ジョンWは国王のカペラヌスであり、引き継ぎの理由としては“その管理を委託するには聖職者の方が適切である”と書かれている。ジョンCは俗人か。

これを委託するについては、同じハイアムの女子修道参事会長とその配下の修道女との間に不和があった①②。国王はそれに対処すべく、男子側の修道参事会長職を王権のもとに吸収した上でそれをレイフに委託した。レイフは国王のクレークスであり、在俗聖職者であろう。しかしレイフは王太子エドワードのもとに常勤しており、ハイアムでの任務に専念しえない。そこで国王は、レイフを解任して新たにギルバートへ修道参事会長職を委託した。ギルバートの地位は、ショーラム地方管区の主任司祭である③。

受託管理権は、その後にギルバートから王弟リチャードへ移る。しかしその移管には条件があつて、リチャードはしかるべき代行者を配置することになっていた。最初のジョンCは、その条件に基づいて修道参事会長職を委託された。④の後半によれば、ジョンCは巡回裁判官である。彼については聖

職の記載がなく、おそらく俗人であろう。

要するにハイアムの修道参事会長職は、レイフ→ギルバート→ジョンC→ジョンWという順序で移管された。それを身分・地位にそくしていえば、クレリックス→地方主任司祭→俗人裁判官→カペラーヌスという順序での移管である。なお最後のジョンWは、⑤において“ペルソーナ”と書かれている⁶⁾。彼もまた在俗聖職者であろう。

6) 彼については、本節の引用[3]の②において“聖堂への推薦”の事実を指摘している。前任者は“レークトル”であった。要するに彼はある聖堂で“レークトル”であり、他の聖堂では“ペルソーナ”であった。ジョンWは、以前に別な修道院の内部不和に当って、やはり修道院を受託管理したことがある。 “To Fulk Lovel, archdeacon of Colchester, and John de Wytham, *chaplain* …… the king, on account of contentions and discords between the abbot of Byle [Beeleigh, co. Essex] and the convent of the same place committed the abbey to …… and now …… [he wills] that the said archdeacon and chaplain intend to the *keeping* of the abbey …… (1269)” — *CPR*, VI, 392.

最後に異質の記録をいくつか追加しておきたい。

[12] ① “Grant to Simon de Offeham, king’s *chaplain*, of the church of Otteford [Otford, co. Kent], void by the resignation of Master Ralph de Neketon and in the king’s gift …… (1242)” — *CPR*, III, 332. ② “…… to provide Master Ralph de Neketon, one of the king’s *clerks*, with a better benefice …… (1242)” — *Ibid.*, p. 307.

まず①の冒頭には“認可”と書かれているが、聖堂の占有認可とは“聖堂への推薦”と同義であろう。オトファドの聖堂は、前任者レイフの辞任によってサイモンがそれを継承した。前任者レイフは、②から知られるように国王のクレリックスであった。要するにこの聖堂は、クレリックスからカペラーヌスへ継承されたことになる。

[13] ① “[Presentation] of Henry Mantel, king’s *clerk*, to the benefice [*beneficium* or *portio*] which Thomas de Lewes, king’s *chap-*

lain, deceased, had in the church of St Thomas, Winchel[e]se [Winchelsea, co. Sussex], saving to Roger de Messenden [Messinden], king's *clerk*, the right or possession of the benefice or *portion* which he has by presentation of the king in the said church …… (1260)” — *CPR*, V, 129. / “Lewes, Thomas de, *parson* of St Thomas, Winchelsea” — Index. ② “Presentation of Walter de Agmundesham [Agmodesham] to the church of St Thomas, Winchelese, void by the resignation of Roger de Messinden, late, *rector* …… (1265)” — *Ibid.*, p. 504. ③ “…… Walter de Agmodesham, *rector* of the church of St Thomas, Winchelese (1269)” — *CPR*, VI, 337.

聖トマス聖堂区では、司祭の聖職禄が2分されていたということか。それぞれの聖職禄は“ベネフィキウムあるいはポルティオー”と書かれている。聖職禄の“分け前”すなわち“分割占有聖職禄”であろう。ヘンリは“聖堂への推薦”ではなくて、この“分割占有聖職禄への推薦”を受けた。このヘンリの取得分については、トマスが前任者である。トマスは①の斜線以下の記載すなわち索引における編者の記載によればこの聖堂区の“ペルソーナ”であった。

他方の“ポルティオー”はロジャが占有しており、この勅許状では同時にロジャの占有権も保障されている。ロジャは②によればこの聖堂区の“レークトル”であり、このレークトル職はロジャからウォールタに継承された。ロジャは①の時点ですでにレークトルであったか、その点については不明である。しかし仮に彼がすでにレークトルであったとすれば、この聖堂区ではたとえ一時期にせよ、ペルソーナとレークトルとが併存したことになる。また逆に彼が正規のレークトルでなかったとしても、この聖堂区では司祭の聖職禄がヘンリとロジャとに分割されていたことに変わりがない。分割はどの時点まで続いたものか、その点もまた不明であるが、②は“聖堂への推薦”の通常の手式である。従って司祭の聖職禄の分割占有は、すでに解消されているといえないか。

いずれにせよ①では、一方の“ポルティオー”がカペラーヌスからクレ-

リクスへ継承された。引用 [12] では、聖堂区司祭職がクレーリクスからカペラーヌスへ継承されている。このような継承が現実によりえたということとは、両者が在俗聖職者であるという点において共通していたからではないか。これを逆に在俗聖職者にそくしていえば、その一部がカペラーヌスの称号を帯びることもありえたのであって、司祭職の継承には称号の相違が支障になっていない。

[14] ① “Hugo de Blya, *clericus*, habet litteras de presentatione ad *portinem* illam quam Galfridus de Alpegard [Alpegart], *capellanus* Falkesii de Breaute, habuit de dono domini regis in ecclesia de Costese [Costessey, co. Norfolk] …… (1224)” — *CPR*, I, 498. Cf. also p. 349. ② “Nicholaus *capellanus* de Fecham habet literas …… de presentatione ad *portionem* illam in ecclesia de Ruyll [Rulen, co. Radnor, Wales], queuit Ivori quondam *capellani* ejusdem capelle, vacantem et ad donationem regis …… (1232)” — *CPR*, III, 479.

これもまた“ポルティオー”の継承の記録である。①ではカペラーヌスからクレーリクスへと継承され、②ではカペラーヌスから同じくカペラーヌスへ継承されている。“ポルティオー”とは、上記の通り聖職禄のいわば細片である。しかし細片とはいえ、聖職禄であることに変わりはない。修道会では資産の共有が原則で、個人名義の資産つまり聖職禄というものがありえない。従ってこの2名もまた聖堂区所属と見なすべきであろう。

* * * * *

【第4表】 在俗のカペラーヌス（その2）

（人名の頭書の数字は、本文中の引用の番号を示す。）

1 Northfeld, John: St John Baptist, Oxford

1 …… , Jacob: Knoyle, co. Wilts

1 Maidenestan, Osbert: East-Church, co. Wilts

3 Akeford, Hugh: Tawton South, co. Devon

rector

3 Wyham, John: Helenden Wroughton, co. Wilts	rector
3 Anna, Robert: St Mary Grimsby, co. Lincoln	rector
6 Sarresberia, Henry: Tilshead, co. Wilts	parson
6 Radeclive, Richard: St Laurence Strattondale, co. Salop	parson
6 Cotes, Henry: Dreyton Paslow, co. Buckingham	parson
10 -----, William: guardian/abbey St Mary, Winchester	
12 Offeham, Simon: Otford, co. Kent	clerk →
13 Lewes, Thomas: portion	→ clerk
14 Alpegard, Geoffrey: portion	→ clerk
14 Fecham, Nicholas: portion	→ chaplain

〈要 約〉

○ 第1点 引用 [10] のウィリアムおよび [13] のトマス以下を別として、ほかの 11 名についてはすべて国王による“聖堂への推薦”すなわち聖堂区司祭職への推薦の事実があり、そのことによって聖堂区所属すなわち在俗聖職者の身分が確認された。

○ 第2点 引用 [10] のウィリアムは、修道院の受託管理権を取得している。彼については、修道会所属か聖堂区所属かいずれとも識別されない。しかし引用 [7] にせよ、また [8] [9] および [11] にせよ、修道会所属施設の受託管理者とは正規の修道院長や修道参事会長の職務代行者であり、在俗聖職者か俗人であった。そのような事例からして、ウィリアムもまた在俗聖職者と推定された。

○ 第3点 引用 [13] のトマスはカペラーヌスであり、その“ポルティオー”がクレリックスに継承されている。引用 [12] のサイモンのばあいは、聖堂区司祭職をクレリックスから継承した。そのような継承が可能であるのは、これらのカペラーヌスもまた在俗聖職者であるからにほかならない。引用 [14] の2名についても、同様の理由で在俗聖職者と見なされる。逆に修道会所属聖職者であれば、たとえ“ポルティオー”とはいえ個人資産としての聖職禄を占有するはずがない。

○ 第4点 引用 [3] の3名については、前任者に関して“レークト

ル”の称号が確認された。また引用〔6〕の3名については、前任者に関してその記載がない。しかし史料集の索引によれば前任者は“ペルソーナ”であった。『開封勅許状簿』では、聖堂区司祭職への推薦文書において、前任者の称号を明記することが少ない。いいかえると大半の文書がそれに言及していない。従って引用〔3〕のような事例は、むしろ少数の例外に属する。いずれにせよ前任者の称号が明記されるか否かにかかわらず、聖堂区司祭職への推薦の事実、被推薦者の聖堂区所属を推定させる⁷⁾。

7) ほかに“国王のカペラーヌス”であることが明記され、しかも聖堂区司祭職への推薦が確認されるものとして、次の6例がある。

Wintonia, William: Worlingham, co. Suffolk 1221/I-300

-----, W[illiam]: Chinnor, co. Oxford 1235/III-110

Sancta Maria, John: Esendon, co. Hertford 1260/V-92 (IV-457)

Colecestre, Thomas: Dilwyn, co. Hereford 1263/V-253 (V-132)

Denescumbe, Roger: Heathfield Talebot, co. Somerset 1265/V-411 (CCR, XIV-469)

-----, Geoffrey, of Kenyton: All Saints Dorchester, co. Dorset 1243/VI-720

最初のウィリアムに関する情報は1221年のもので、『開封勅許状簿』第1巻300頁に記載されている。()内の記載は、国王のカペラーヌスであることの情報の所在を示す。ロジャの例でいえば、その情報が『開封勅許状簿』ではなくて『密封勅許状簿』第14巻469頁からえられた。国王が“カペラーヌス”を聖堂区司祭職へ推薦する事例はこれだけに留まらない。しかしそれらには“国王の”という明記が欠けているので割愛した。いいかえると上記の6例とは、勅許状の文面から“国王の”カペラーヌスと判定されるもの、しかも聖堂区司祭職へ推薦されているものに限定されている。

○ 第5点 最後に次の事実を指摘しておきたい。本稿第2節では修道会所属のカペラーヌスを扱い、第3節・第4節では聖堂区所属のカペラーヌスについて検証した。同じくカペラーヌスとはいっても、修道会所属が確認されるものは第2節〔第2表〕に記載の通りであって、実数において聖堂区所属者をはるかに下回っている。逆にいえば、少なくとも『開封勅許状簿』や『密封勅許状簿』においては、カペラーヌスのうちの圧倒的多数が在俗聖職者であった。

[V]

では“カペラーヌス”とは何か。何故そのように呼ばれるのか。

[1] ① “Rex concessit Willelmo de Radeclive, *capello(sic) suo ministranti* in capella castri Dublin’, centum sol’ vel x m’ redditus in beneficio ecclesiastico, quamcito hujusmodi redditus vacare contigerit in Hibernia de donatione regis, ad ipsum capellanum sustentandum (25 June, 1229)” — CCR, I, 188. ② “Rex concessit Willelmo de Radeclive, *capellano ministranti* in castro Dublinie, c solidos vel x marcas redditus …… ad ipsum capellanum sustentandum in servicio regis (5 July, 1229)” — CPR, II, 255. ③ “Rex dedit pluries in mandatis justiciariis suis Hiberbie …… quod quamcito op[p]ortunitas se offerret, providerent Willelmo de Radeclive, *capellano, ministranti* in capella castri Dublinie, xv marcatas …… (1232)” — *Ibid.*, p. 492. ④ “The king has granted to William de Radeclive, king’s *chaplain*, that as soon as there is an opportunity by reason of any dignity in Ireland being void and in the king’s gift, there shall be assigned to him …… 15 marks of rent …… (1234)” — CPR, III, 66. Cf. also pp. 69, 72. ⑤ “…… William de Radeclive, king’s *chaplain, serving* the king’s chapel at Dublin …… (1237)” — *Ibid.*, p. 195.

これらはいずれも、しかるべき聖職禄からの年金支給の命令文書である。①は『開封勅許状簿』から、また②は『密封勅許状簿』からの引用であるが、両者は発給日において接近しており、基本的に同一の命令であろう。③や④も同様であるが、金額の点において①や②と異なっている。すなわち“100 シリングあるいは10 マーク”が“15 マーク相当”に変わっている¹⁾。

1) 最初の100 シリングとは、7.5 マークである。従って①②の記載は“7.5 マークあるいは10 マーク”であることを意味する。比率にして3対4になっている。③や④の15

マークは3年後・5年後の金額であるから、変更があったとしても不自然でない。では同一文書における金額の相違は何を意味するか。彼が受給するはずの年金は、1件について100 シリングか10 マークかのいずれかである。しかし当面は、100 シリング受給者にもまた10 マーク受給者にも空席がない。そこでこの勅許状は、いずれか一方に空席が生じたときにまずもってウィリアムをその後任受給者とするものであろう。仮にどこかで100 シリングの年金受給者が死亡したとしよう。その時点で10 マークの年金には適切な空席がないとすれば、彼はとりあえずその100 シリングの年金を継承することになる。10 マークとの差額2.5 マークは、別途に何らかの方法で補填されるということであろうか。

それはさておき、問題は斜体字の文言である。ウィリアムは①および④に明記の通り国王のカペラーヌスである。しかも彼は、ダブリンの王城内の“カペラに勤務している”という。カペラーヌスの原義はカペラ勤務の聖職者であり、彼はまさにことば本来の意味におけるカペラーヌスであった。

[2] ① “…… Hereberto *capellano ministranti in capella regis* apud Geldeford’ [Guildford, co. Surrey] …… (1231)” — CCR, I, 488. ② “…… Thome, *capellano regis ministranti in capella Sancti Thome* in castro Wintonie [Winchester] …… (1234)” — CCR, II, 531. ③(1) “…… faciat habere Simoni, *capellano ministranti in capella regis de Windes’* [Windsor], j. robam sicut ceteris capellanis regis (1243)” — CCR, V, 148. (2) “…… faciat habere Magisto Simoni, *carpentario regis Windles’, quingenta borda ad operationes regis de Windleshour’* [Windsor] (1248)” — CCR, VI, 70. (3) “…… faciat habere Simoni, *capellano regis, et aliis custodibus operacionum Windes’ cc. vel ccc. marcas ad easdem operationes faciendas* …… (1251)” — *Ibid.*, p. 405. (4) “…… Simoni, *capellano, custodi operum Windes’* …… (1251)” — *Ibid.*, p. 487. ④ “Rex retinuit Gilbertum de Barewe *capellanum loco Willelmi de Bed [eford] capellani*, qui nuper obiit Lond’, *ad ministrandum in capella Sancti Stephani Westm’* sicut idem Willelmus consuevit …… (1245)” — CCR, IV, 333.

『密封勅許状簿』から類例を引用した。最後のギルバートは前任者ウィリ

アムの死亡によって、前任者同様に“カペラに勤務させるために” 召し抱えられた。彼もまた、①②③の3名と同様に“カペラに勤務している” カペラーヌスであった。③のサイモンは、まさに異色である。まず(1)ではカペラ勤務のカペラーヌスとして、他のカペラーヌスと同様に官服の支給を受けている。しかし(2)では“大工” として板材 500 枚を受領し、ウィンザの王城の造作に使用することになっている。彼は(3)および(4)であらためてカペラーヌスと明記され、しかもウィンザ王城の建造物の管理官であるという。

[3] ① “Grant …… to Thomas de Craucumb, chaplain, *celebrating the mass of the Virgin in the chapel* of the king’s court, Oxford, of 50s. for his stipend …… (1235)” — *CPR*, III, 108. ② “Grant to John de Ferendon, king’s chaplain, *of the chapel* of Pilleham [Pilham, co. Lincoln] …… in the king’s gift …… (1234)” — *Ibid.*, p. 63. ③ “Presentation of Simon de London, chaplain *of the chapel* of St Stephen, Westminster, to the vicarage …… (1238)” — *Ibid.*, p. 230. ④ “…… for Simon le Renham, William de Rodmeresham, Henry de Cantuaria, Richard de Radenhoure and Everard de Wycumbe, chaplains *ministering* in the king’s chapels at Westminster, to wit, 50s. a year to each of them so long as they *minister* in the said chapels, and for William and Richard, king’s chaplains *ministering* in the chapel of St John the Evangelist, 1 mark a year so long as they *minister* there, to find a light therein and for the stipends of their *clerk* (1243)” — *Ibid.*, p. 409.

これらはいずれも『開封勅許状簿』第3巻からの引用である。斜体字の文言に注目しよう。最後の④の“minister, ministering” は、前出の一連の“ministrare, ministrans” の直訳であろう。前出引用 [1] ⑤の“serving” も、カペラ勤務を意味する点において相違がない。ラテン語原文では、このばあいには“serviens” であろうか²⁾。いずれにせよ『開封勅許状簿』や『密封勅許状簿』では、カペラーヌスのカペラ勤務をこのように表現することが圧倒的に多い。

2) ① “Henricus de Sancto Albano, *capllanus* presentatus ad serviendum in capella regis Beate Marie de Havering’ …… (1260)” — CCR, XI, 177. ② “…… a Waltero de Popsal’, *capellano*, *serviendi* regem fideliter in capella castri regis Dovor’ …… (1261)” — *Ibid.*, p. 375.

その点からすれば、①の“カペラにおいて聖処女のミサを執行する”という文言はむしろ異例に属する。類似の文言は第1節の引用〔6〕に見られ、そこでは“聖処女マリアの祝日ごとに祭式を執行する”と書かれていた。また②では、カペラーヌスに対して“カペラの贈与”がなされている。さらに③のサイモンは“カペラのカペラーヌス”であるという。このように文言に若干の相違があるとはいえ、いずれもカペラ勤務者であることに変わりがない。なお④の最後の“クレリックス”については、あらためて検討する。

カペラーヌスの人名に“*ministrans in capella*”すなわちカペラ勤務者であることが明記される事例は、単に『開封勅許状簿』のみならず『密封勅許状簿』においても多数にのぼる。次の〔第5表〕は、『密封勅許状簿』第13巻からカペラーヌスに関する情報をすべて抽出したものである。しかし文面には、単にカペラーヌスと書かれているだけで人名が明記されていないこともあり、そのようなものは省略した。

【第5表】『密封勅許状簿』第13巻のカペラーヌス（例示）

○省略表記○ cap/reg: capellanus regis
minist: ministrans/ministering
celebr: celebrans/celebrating

頁 (年)

10(1264)	……, William: cap/reg	
11(1265)	……, William: cap/reg Marlborough	minist
13(1265)	……, Simon: cap/reg Tower/London	minist
14(1265)	……, Ralph: cap/reg Windsor; 75	celebr
14(1265)	……, Simon: cap/reg Windsor	celebr

北大文学部紀要

15(1265)	Sancta Maria, John: cap/reg	
29(1265)	Gynges, Richard: cap hermitage	
37(1265)	Graunt, John le: cap	
50(1265)	Witham, John: cap/reg	
57(1265)	Lokinton, William: cap (earl/Leicester)	
75(1265)	-----, William: cap/reg Windsor	minist
76(1265)	-----, John: cap/reg Tower/London	
154(1265)	-----, Hugh: cap/reg House Converts; 217,279	minist
154(1265)	-----, John: cap/reg House Converts; 217,279	minist
186(1266)	Wrtham, John: cap/reg	
196(1266)	-----, Anne: cap/reg	
196(1266)	-----, Robert: cap/reg	
276(1266)	-----, William: cap/reg Rockingham	minist
278(1266)	Stanbrigg, Simon: cap/reg; 511 cap	
281(1267)	-----, William: cap Kempton; 76 cap/reg	minist
303(1267)	-----, John: cap/reg	
321(1267)	Colecestre, John: cap/reg almoner	
326(1267)	-----, Alexander: cap/reg Oxford	minist
350(1267)	Sancta Margareta, Walter: cap	
370(1267)	Ingeworth, William: cap	
371(1267)	Grauntesden, Geoffrey: cap	
406(1267)	Berenger, Walter: cap/reg Ludgershall	minist
430(1268)	-----, Nicholas: cap/reg Winchester	minist
446(1268)	-----, Alexander: cap (queen)	
480(1268)	Arkil, Robert: cap diocese/York	
485(1268)	Westenestowe, Henry: cap diocese/Lincoln	
549(1268)	Slapton, John: cap	

以上の 32 名は、第 13 巻においてカペラーヌスとして人名が明記されているもののすべてである。そのうち 20 名は、国王のカペラーヌスである。ほかに伯のカペラーヌスや王妃のカペラーヌスが検出され、また単にカペラーヌスとしか書かれていないものもある。しかも 10 名に関しては、上記の通り “ministrans in capella” という定型表現が確認された。ほかの 2 名に

は“celebrans in capella”と書かれている。文言の相違を別とすれば、過半数についてあえてカペラ勤務に言及したことになる。何故か。理由はとりあえず不明といわざるをえないが、カペラーヌスとクレリックスとの一つの相違点がこの事実から読み取れるのではないか。この定型表現の意味については、後段においてあらためて触れる。

〔第5表〕は、表題に併記の通り“例示”である。しかもその例示として『密封勅許状簿』第13巻からカペラーヌスに関する情報を網羅的に抽出し収録した。では何故『密封勅許状簿』か。理由は単純である。一方の『開封勅許状簿』は第3巻以降が現代英語による抄訳になっており、語義の再確認には必ずしも適切でない。また第13巻を選択したのは何故か。その理由も単純である。ヘンリ3世治世の全13巻のうちでは、カペラーヌス関係の情報がとりわけ豊富なことがそれであった。

* * * * *

〈要 約〉

○ 第1点 この節では“カペラーヌス”の語義の再確認のために、史料の文言を検討した。語義はあらためていうまでもなく“カペラ勤務”の聖職者であり、それは史料文面に上記の定型表現によって明記されることが少なくない。

○ 第2点 その定型表現としては、大半が“カペラに勤務”するといふもので、ほかにわずかながら“カペラにおいて（祭式を）執行”するといふ文言もあった。これらの定型表現の意味については、次節であらためて検討する。

〔VI〕

前節ではまずカペラーヌスに特有の定型表現に注目し、最後に『密封勅許状簿』第13巻からカペラーヌスに関する情報を全件数にわたって抽出した。

〔第5表〕はその集約である。本節ではその延長として、やはり『密封勅許状簿』の第14巻すなわちヘンリ3世治世の最終巻を検討の対象とする。

しかも本節では前節の〔第5表〕の単なる延長に留まらず、あわせてクレリクス情報をも抽出して検討する。何故か。カペラーヌス情報の意味は、クレリクス情報との比較においてさらに鮮明になろう。またその比較は、単に情報の質だけに留まらず、量すなわち検出件数の多寡という観点からもなされる。

次の〔第6表〕は、第14巻に限定したことからしてやはり“例示”である。しかし当面の例示とはいえ、これによってカペラーヌスとクレリクスとの定性・定量の両面における比較がある程度まで可能になろう。

【第6表】『密封勅許状簿』第14巻のカペラーヌス・クレリクス（例示）

○省略表記○ cap/reg: capellanus regis (king's chaplain)
 clc/reg: clericus regis (king's clerk)
 minist: ministrans (ministering)
 celebr: celebrans (celebrating)

頁（年）

《CAPELLANUS/REGIS》: 11

30(1269)	-----, Clement *: cap/reg	minist
246(1270)	Anna, Robert: cap/reg	
246(1270)	Wrtham, John: cap/reg	
469(1272)	Bannebir, John *: cap/reg	minist
469(1272)	Chilahede, Richard *: cap/reg	minist
469(1272)	Dunscombe, Roger *: cap/reg	minist
469(1272)	Norman, Geoffrey *: cap/reg; 569	minist
469(1272)	Preston, William *: cap/reg	minist
469(1272)	Tughule, Walter *: cap/reg	minist
519(1272)	Havering, William: cap/reg	
555(1271)	Witham, John: cap/reg; (cap 426)	

《CAPELLANUS》: 11

95(1269) More, Adam de la: cap

- 188(1270) Kyngeston, Thomas: cap
 278(1270) Ingeworth, William: cap
 301(1270) Windsor, Thomas *: cap (k's clerk?)
 419(1271) Essex, John: cap
 432(1271) Kersalton, John: cap
 494(1272) Belaugh, Benedict: cap
 594(1272) Haverfauk, John: cap
 541(1272) Blunt, John le: cap
 569(1271) Sydyngburn, Silverster: cap
 578(1271) Reyleye, John: cap
 《CLERICUS/REGIS》: 41
 8(1268) Kynros, Thomas: clc/reg
 9(1268) Sutton, John: clc/reg <buyer/wardrobe>
 16(1269) Stratton, Adam: clc/reg <overseer/Westminster>; 85...
 32(1269) Camilla, Thedise: clc/reg <household clerk>; 157...
 49(1269) Wicumb, Simon *: clc (queen)
 50(1269) Hanyton, William: clc/reg <chancery>; 240
 50(1269) Leye, Thomas de la: clc/reg <chancery>; 240
 50(1269) Odyam, Walter: clc/reg <chancery>; 240
 56(1269) Cuberley, Geoffrey: clc/reg
 62(1269) Bartholomew, Robert, son of: clc/reg <wardrobe>
 67(1269) Winton, Peter: clc/reg <keeper/wardrobe>; 156...
 80(1269) Faukener, John le: clc/reg <hanaper>; 327...
 82(1269) Sancto Dionisio, John: clc/reg <warden/House Converts>
 87(1269) Plumpton, William: clc/reg <collector/tenth>
 94(1269) Birlay, William: clc/reg <guardian/abbey>
 133(1269) Staunford, Robert: clc/reg
 138(1269) Dunelm, Ralph: clc/reg
 156(1269) Gandavo, Henry: clc/reg <keeper/wardrobe>
 156(1269) Fiscampis, Alberic: clc/reg <keeper/wardrobe>
 157(1269) Corner, William de la: clc/reg <household clerk>
 182(1270) Fulconis, Robert: clc/reg <justice/Bench>
 187(1270) Butler, Ralph le: clc/reg <collector/tenth>
 198(1270) Curtenay, Nicholas: clc/reg <collector/tenth>
 198(1270) Bakepuz, William: clc/reg <escheator>; 567

- 229(1270) Clifford, Richard: clc/reg <escheator>; 307...
 291(1270) Middelton, Richard: clc/reg <justice; chancellor>; 335...
 294(1270) Kendal, Hugh: clc/reg <collector/twentieth>; 542
 312(1270) Peytevin, Philip *: 'clericus capelle regis'
 338(1271) Clarel, John: clc/reg <proctor>
 348(1271) Wintonia, William *: 'clericus mercati nostri'
 349(1271) Passemer, Stephen: clc (queen)
 352(1271) Malo Lacu, Henry: clc/reg <guardian/bishopric>
 352(1271) Bochard, Iterus *: clc (Prince Edward) <k's household clerk>
 362(1271) Percy, William: clc/reg ; (clr 99) <keeper/castle>
 368(1271) Middelton, William: clc/reg; (clr 399) <collector/twenties>
 383(1271) Cancellis, Philip: clc/reg
 393(1271) Staumford, Richard: clc/reg ; (clr 568) <exchequer>
 434(1271) Lecford, Roger: clc/reg
 451(1271) Sutton, Gilbert: clc/reg <butler>
 454(1272) Westmonasterio, Geoffrey: clc/reg <overseer/Westminster>
 579(1271) Hereford, Richard: clc/reg <exchequer>

《CLERICUS》: 29

- 30(1269) Barsham, Richard: clc
 45(1269) -----, Oliver *: clc (k's serjeant)
 89(1268) Tydoleside, Henry: clc
 113(1269) Burnel, Robert *: clc (/reg) <chancellor>
 113(1269) Merton, Walter *: clc (/reg) <chancellor>
 113(1269) Redmerley, Walter *: clc (/reg); 562
 146(1269) Rus, William le *: clc (/reg); 252 <k's domestic clerk>
 252(1270) Kancia, Walter: clc (/reg); 266
 262(1270) Saham, William *: clc (chief justiciar)
 281(1270) Aunger, Adam: clc
 296(1270) Kirkeby, John *: clc (/reg) <keeper/chancery; treasurer>
 353(1271) Gregory, Henry, son of: clc
 356(1271) Keyngham, Henry: clc
 413(1271) Poterington, Adam: clc
 429(1271) Marleberg, Thomas: clc
 431(1271) Stoke, Henry: clc
 479(1272) Hammes, William: clc

538(1271)	Pirie, Walter: clc
538(1271)	Rus, William le (another): clc
543(1272)	Cogenhoe, John: clc
545(1272)	Leye, William de la: clc
545(1272)	Woleward, William: clc
545(1272)	Tutibus, Sampson: clc
558(1271)	Bidik, William *: clc
558(1271)	Hamelton, William *: clc (✓reg) <deputy-chancellor; chancellor>
558(1271)	Scardburg, Robert *: clc (✓reg) <k's household clerk>
562(1271)	Frethorn, Henry: clc
562(1271)	Walerand, John: clc
578(1271)	Stangno, Thomas: clc

この一覧表の*印の人物に関して、記載事項の説明を補足しておこう。

[1] “…… quod faciat in bosco …… Clementi capellano regis *ministranti* in capella sua de Tatenhal’ [Tettenhall] unam quercum de dono regis (1269)” — CCR, XIV, 30.

まず[第6表]冒頭のクレメントに関して、この記録が残っている。クレメントはテタンホルの王立自由礼拝所のカペラーヌスであり、この勅許状によって王有林から樫の木材を取得した。これにもまた上記の“カペラ勤務”の定型表現が見受けられる。

[2] ① “Mandatum est …… emptoribus garderobe regis, quod habere faciant Willelmo de Preston’, Rogero de Denescumbe, Waltero de Tuthulle, Johnanni de Bannebir’, Richardo de Chilahede, et Galfrido Norman, capellanis regis in capella Sancti Stephani de Westmonasterio *ministrantibus*, sex robas, videlicet unicuique ipsorum unam robam, de dono regis (3 March, 1272)” — CCR, XIV, 469. ② “Mandatum est emptoribus …… quod faciant habere sex capellanis regis divina *celebrantibus in capella* regis Sancti Stephani de Westmonasterio sex robas …… (6 June, 1272)” — *Ibid.*, p. 483.

この2件の勅許状は、いずれもウェストミンスターの6名のカペラーヌスのために官服の支給を指示したものである。斜体字の文言に注目しよう。①で“in capella …… ministrans”と書かれているのに対して、②においては“[servitia divina] celebrans in capella”と表現されている。“カペラで祭式を執行”するということであろう。前節の引用[3]では、それが“カペラにおいて聖処女のミサを執行する”と書かれていた。

聖職者が“カペラに勤務”するということは、主要な任務にそくしていえば“カペラで祭式を執行”することにほかならない。双方の文言が実質において同義であることは、同一のカペラに関するこれら2件の勅許状によって明白であろう。①の6名は、該当頁のところに列挙されている。なお当然のことながら、カペラではなくて“聖堂に勤務”するという表現も皆無ではない¹⁾。

1) ① “Grant for life to William de Limminges, *minister* of the king’s chapel, for his long service …… (1266)” — CPR, V, 599. ② “…… the king presented his clerk William de Birlay to the church of Warsope [Warsop, co. Nottingham], void by the death of Richard de Sutton, sometime *parson* thereof …… (1268)” — CPR, VI, 255. ③ “ad ecclesiam de Warsope [Warsop, co. Nottingham] vacantem per mortem Ricardi de Sutton’ proximo *ministrantis* in ea Willelmum de Birlay clericum …… presentantem …… (1269)” — CCR, XIV, 92ff. ついでながら①にも触れておこう。これには“カペラのミニステル”という文言がある。上記の一連の事例からして、これは“カペラーヌス”を意味するものといえよう。それに対して②および③のリチャードは前者で“ペルソーナ”と書かれ、後者では“聖堂に勤務”しているという。これはもはやカペラーヌスではなくて聖堂区司祭と見なすべきであろう。

[3] ① “Henricus de Rainham’ attornavit coram rege loco suo Thomam de Wind’ *capellanum* …… (1270)” — CCR, XIV, 301. ② “…… Thomas de Windesore, king’s *clerk*, was for several years in seisin …… (1271)” — CPR, VI, 602.

この双方のトマスが同一人であれば、彼はカペラーヌス・クレリックスの

双方の称号を帯びたことになる。しかし手もとの史料では、同定の手がかりがない。従って [第6表] では、単にそのような情報の存在を指摘するだけに留めた。

[4] ① “Mandavimus thesaurario et baronibus nostris de scaccario quod …… dictam pecuniam …… Simoni de Wicumb’ *clerico prefate regine* liberare permittant ad scaccarium predictum …… (1269)” — CCR, XIV, 49. ② “…… dilecto nobis Itero Buchard, Edwardi *primogeniti regis clerico* …… (1271)” — *Ibid.*, p. 352. / “…… Iter Buchardi, the *king’s household clerk*, as the king’s proctor in the pope’s court (1272)” — CPR, VI, 639. ③ “…… Olivero *clerico Willelmi de Sancta Eremina* …… (1269)” — CCR, XIV, 45. / “…… William de Sancta Eremyna, *king’s serjeant* …… (1271)” — CPR, VI, 611. ④ “…… Willelmo de Saham *clerico* …… (1270)” — CCR, XIV, 262. / “…… William de Saham, *clerk*, sometime of the household of Hugh le Despenser [chief justiciar] …… (1268)” — CPR, VI, 265.

最初のサイモンは①に記載の通り王妃のクレークスであり、王妃の家政に必要な経費を財務府で受領した。王妃のクレークスは、すでに再三にわたって指摘の通り定義上で国王のクレークスになる。②のイテルスは王太子のクレークスであるが、後半では国王家政のクレークスと書かれている。③のオリヴァはウィリアム直属のクレークスであるが、そのウィリアムは “*serviens regis: king’s serjenat*” すなわち俗人官僚である。④のウィリアムは、かつて王国大司法官ヒューの家政のクレークスであったという。これらのクレークスに関する [第6表] の記載は、このような史料所見に基づいている。

[5] ① “…… quod habere faciat Philippo Paytevyn [Peytevin], *clerico capelle regis*, unum dolim vini de dono regis (1270)” — CCR, XIV, 312. ② “…… coram dilecto et fideli nostro Waltero de Burges et Willelmo de Winton’, *clerico mercati nostri* [clerk of the king’s

market], pro transgressionem mensurarum (1271)” — *Ibid.*, pp. 347f. / “Appointment …… of Walter de Burges and William de Wyntonla, clerk of the Marshalsea, to [hold] pleas of the market in the counties …… (1270)” — *CPR*, VI, 454. / “…… Walter de Burges …… the marshals (1269)” — *Ibid.*, p. 326.

フィリップについては、文面に“国王のカペラのクレーリクス”と書かれている。この文言の意味は、次節で検討したい。ウィリアムは、まず“国王の市場のクレーリクス”であるといわれ、また“マーシャル裁判所のクレーリクス”とも書かれている。ウォールタはその“マーシャル”であり、ウィリアムの上司であろう。

[6] ① “…… Waltero de Merton’, Roberto Burnel, Waltero de Rudmerlie, clericis, et aliis (1269)” — *CCR*, XIV, 113. ② “…… Willelmo le Rus clerico …… (1269)” — *Ibid.*, p. 146.

この4名について『密封勅許状簿』第14巻は、単にクレーリクスとだけしか書いていない。従って[第6表]では単なる“クレーリクス”に分類しておいたが、彼らはすべて国王のクレーリクスであり、その情報は『開封勅許状簿』からえられる²⁾。なおこの4名中最初のウォールタも次のロバートも後に大法官に就任し、また司教座をえている。

2) “…… the king granted …… to Robert Burnell, his household clerk, arch-deacon of York …… (1272)” — *CPR*, VI, 679. ② “…… Walter de Merton, king’s household clerk …… (1269)” — *Ibid.*, p. 351. ③ “…… Walter de Rudmereleye, king’s clerk …… (1269)” *Ibid.*, p. 334. ④ “…… William le Rus, king’s domestic clerk (1271)” — *Ibid.*, p. 576.

[7] ① “…… Johanni de Kirkeby clerico …… (1270)” — *CCR*, XIV, 296. ② “…… domino Johanne de Kirkeby, Willelmo de Hamelton’, Roberto de Scardebur’ et Willelmo Bidik’, clericis …… (1272)” — *Ibid.*, p. 558.

ジョンは①②の双方において、単にクレーリクスとだけ書かれている。ほ

かの3名に関しても同様である。しかし最後のウィリアムを別としてこの3名のばあいもまた、国王のクレークスであることが『開封勅許状簿』で確認された³⁾。

3) ① “…… Sir John de Kirkeby, then keeper of the rolls of the chancery …… (1269)” — *CPR*, VI, 457. / “…… the king gave *his clerks* John de Kirkeby, dean of Wymburn [Wimbourne Minster], and …… (1271)” — *CPR*, VI, 585. ② “…… William de Hamelton, *king's clerk* …… (1303)” — *CPR*, 1301-07, p. 203. / “…… Sir William de Hamelton, dean of York, selected by the king to be his chancellor …… (1305)” — *Ibid.*, p. 309. ③ “…… Master Robert de Scartheburg, archdeacon [of York], *king's clerk*, and one of the [king's] household …… (1275)” — *CPR*, 1272-81, p. 129.

〔第6表〕における*印の人物に関しては、以上に留める。

* * * * *

要約に先だって〔第6表〕の集計を再確認しておこう。次の比較表において〔A〕欄の数字は、『密封勅許状簿』第14巻だけからの検出件数つまり前出〔第6表〕の集計である。このうち“国王のクレークス”は上記の引用〔6〕および〔7〕で41名から48名に修正されることになるが、ここでは修正以前の数字を示した。また〔B〕欄の数字は、エドワード1世治世の『開封勅許状簿』第1巻からの検出件数を示す。要するに〔A〕との比較のために、史料としてはあえて『開封勅許状簿』を選んだ。また〔A〕は1272年を下限とし、逆に〔B〕は同年を上限としている。史料の種別を変え、あわせて対象の時期もわずかながら遅らせた。

【参考1：検出件数の比較表】

〔A〕：ヘンリ3世『密封勅許状簿』第14巻（1268-1272年）

〔B〕：エドワード1世『開封勅許状簿』第1巻（1272-1281年）

	〔A〕	〔B〕
文面に“国王のカペラーヌス”と明記されているもの	11名	7名

その他の“カペラーヌス”	11名	39名
文面に“国王のクレリックス”と明記されているもの	41名	125名
その他の“クレリックス”	29名	60名

[第6表]では、それぞれの聖職者がどのような官職を占有したか、その官職が『密封勅許状簿』や『開封勅許状簿』で容易に確認できるものについてそれを記載した。次にそれらのうちから主要なものだけを抽出して列挙しよう。ほかに主要な聖職の占有が確認されるものについては、それらを列挙した。なお以下の官職・聖職は、必ずしも[第6表]に記載の時点で占有しているものに限らず、後日に取得するものをも含む。

【参考2：主要官職・主要聖職の占有者（クレリックス）】

《主要官職》

CHANCELLOR 大法官府長官

Merton, Walter: 1261-63

Middelton, Richard: 1269-72

Burnel, Robert: 1274-92

Hamelton, William: 1305-07

TREASURER 財務府長官

Kirkeby, John: 1284-90

KEEPER of the WARDROBE 納戸庁長官

Fiscampis, Alberic: 1258-61

Winton, Peter: 1258-61, 68-72

Gandavo, Henry: 1261-65

《主要聖職》

BISHOP 司教

Corner, William de la: archbishop-elect Dublin 1271 (annulled)

Merton, Walter: Rochester 1274-77 Burnel, Robert: Bath & Wells 1275-92

Middelton, William: 1278-88

Kirkeby, John: 1286-90

DEAN 司教座参事会長

Scardburg, Robert: York 1279-90

Hamelton, William: York 1298-1307

ARCHDEACON 司教補佐

Middelton, Richard: Northumberland 1270-72

Sancto Dionisio, John: Rochester 1278-88

この〔参考2〕がクレーリクスだけに限定されたのは、きわめて単純な理由による。それは〔第6表〕のカペラーヌスに、その該当者が皆無であるからにほかならない。

ほかに〔第6表〕の同一人物に関して、どのような頻度で史料文面に登場するか、その記載頻度についても簡略な比較を試みたい。対象は“国王のカペラーヌス”と“国王のクレーリクス”とに限定した。前者においては頻度2回のものがわずかに2名で、2回以上のものは見当らない。後者では頻度10回以上のものに限定した。

【参考3：記載頻度の比較表】

細字の数字は、その称号の記載頁を示す。

斜線以下の太字の数字は、その人物の索引での記載頻度を示す。

《CAPELLANUS／REGIS》 頻度2回のもの（11名中2名）

Norman, Geoffrey: 469,569

Witham, John: 555,426 (cap)

《CLERICUS／REGIS》 頻度10回を超えるもの（41名中5名）

Stratton, Adam: 16,85,159,188,200,327,440,410／14

Winton, Peter: 67,156,327,440／48

Faukener, John le: 80,327,440／12

Clifford, Richard: 229,307,436,456／27 et passim

Middelton, Richard: 291,335,557／14

まず国王のカペラーヌスについては、最初のジェフリが2回にわたって記載され、しかもいずれも“国王のカペラーヌス”と明記されている。それに対して次のジョンも2回にわたって記載されるが、はじめには単に“カペラーヌス”としか書かれていない。要するに国王のカペラーヌスは、絶対数が少ないのみか文面に記載される頻度も低い。

他方の国王のクレーリクスでは、絶対数が多いのみならず同一人が反復して記載されることも少なくない。リチャード＝クリファドにいたっては、こ

の史料集の編者が記載頁を克明に列挙せず、27回を超えるところについては“そのほか各所に”と併記している。彼が“国王のクレーリクス”と明記されるのは、なるほどわずか4回に留まっている。しかし彼のばあいは、具体的な役職の名称を帯びて登場することが多い。同様にリチャード=ウィントンも、役職名だけを帯びるばあいが圧倒的に多い。とりわけリチャードにおいては役職名それ自体が国王のクレーリクスの身分を示唆しており、あえてその身分を明記するまでもないということか⁴⁾。

4) ① “…… magistro Ricardo de Clifford’, *custodi archiepiscopatus Cantuariensis* [guardian of the see of Canterbury] …… (1270)” — CCR, XIV, 220. / “…… magistro Ricardo de Clifford, *escatori suo citra Trentam* [escheator this side Trent] …… (ditto)” — *Ibid.*, p. 221. ② “…… Petrus de Winton’, *custos garde-robe nostre* [keeper of the wardrobe] …… (1268)” — *Ibid.*, p. 9. リチャードは、カンタベリ大司教座の空位期間における資産管理者であり、またトレント川以南における王権復帰不動産の管理者でもあった。ピータには、納戸庁長官と併記されている。

〈要 約〉

○ 第1点 まず[参考1]では、カペラーヌス・クレーリクスそれぞれの検出件数を比較した。両者の比率はもとより全巻にわたって一定でありえないが、クレーリクスの圧倒的優位は単に『密封勅許状簿』のみならず『開封勅許状簿』においても全巻に共通している。それが当時における両者の実人員の相違によるものか否か、その点は不明といわざるをえない。従ってここでは、勅許状簿からの検出件数における顕著な優劣を指摘するだけに留めたい。

○ 第2点 [参考2]では、クレーリクスだけについて主要官職・主要聖職の占有状況を表示した。大法官府の長官に関しては、現職の長官と後日の長官とが合計4名であり、財務府長官では1名、納戸庁長官では3名がそれぞれ確認された。ほかにクレーリクスについては世俗行政分野での多様な役職が確認され、その一部は[第6表]に併記されている。いわば長官も

いれば部下もあり、しかも当然のことながら部下の方が圧倒的に多数である。他方の聖職においては、司教昇進者4名をはじめとして司教座参事会長・司教補佐がいずれも2名であった。ほかにダブリンの“被選大司教”も、結果として選挙無効と判定されたが、大司教候補者であり、しかも当選者であった。ヘンリ3世治世の『密封勅許状簿』の最終巻だけから、これほどの主要官僚・主要聖職者が検出された。それに反して、カペラーヌスにはそのような該当者が皆無であった。国王のカペラーヌスをも含めて、カペラーヌスとよばれるものは、これらの主要官職・主要聖職からほぼ排除されていたといえよう。カペラーヌスとクレーリクスとは、まさにこの点において顕著な相違を見せている。

○ 第3点 [参考3] は、同一人物がヘンリ3世治世の『密封勅許状簿』最終巻に何回登場するか、その記載頻度を示したものである。カペラーヌスでは、ジェフリのわずか2回が最高である。それに対して、クレーリクスではピータ=ウィントンの48回を筆頭に10回を超えるものが41名中5名にのぼった。ピータは[参考2]に記載の通り、かつてオーブリと連名で納戸庁長官に任命されたことがあり、また1268年からは単独でそれに再任された。記載頻度が高いということは、第14巻の全期間を通じて要職にあったことの結果である。要するに[参考2]におけるクレーリクスの圧倒的優勢は、そのまま[参考2]の記載頻度にも反映している。カペラーヌスのうちで要職を占めるものが少ないとすれば、記録への登場頻度も少なくても当然であろう。

[VII]

カペラーヌスの語義は、あらためていうまでもなくカペラ勤務の聖職者である。そのことは、カペラーヌスに関して“カペラに勤務”するとか“カペラで祭式を執行”するという定型表現が頻繁になされることでも明白であ

る。本稿ではこの定型表現について、第5節・第6節ですでに検討した。

ではカペラーヌスの勤務先は、カペラだけに限定されるか。カペラーヌスが聖堂区司祭職を取得する事例は、第3節・第4節で列挙したように、必ずしも僅少とも例外ともいいがたい。逆にカペラ勤務者は、カペラーヌスだけに限定されるか。本節では、まずその点の検証が課題になる。

[1] ① “…… quod Simoni de Burnham, *clerico* Edwardi filii regis, ministranti in capella castri regis de Windles’ [Windsor] …… (1243)” — *CCR*, V, 102. ② “…… quod Symon de Burnham, *capellanus*, sit capellanus Margarete filie regis, et quod celebret singulis diebus de beata Virgine …… (1244)” — *Ibid.*, p. 211.

第1節の引用[6]の一部にあらためて注目しよう。この①および②がそれである。サイモンは①の時点において王太子エドワードつまり後のエドワード1世のクレーリクスであり、ウィンザ王城内のカペラに勤務していた。カペラーヌスに特有の定型表現がクレーリクスに用いられている。彼は②によって王女マーガレットのカペラーヌスに任命され、聖処女マリアの祝日ごとに祭式を執行することになった。クレーリクスもまたカペラに勤務することがあり、その結果であろうか、②ではカペラーヌスと明記されている。

[2] ① “…… quod concessimus Johanni de Nereford, *clerico* nostro, *capellam* de Wogheners [Wonersh, co. Surry] …… (1224)” — *CPR*, I, 497. ② “Rogerus de Essex, *clericus*, habet literas de presentatione ad *capellam* de Hamesthweit [Hampsthwaite, co. York] que ad donationem domini regis pertinet …… (1225)” — *CPR*, II, 9. ③(1) “Rex dedit Willelmo Bataill’ *capellas* regis Sancte Marie et Sancti Johannis Baptiste de Divis’ [Devizes, co. Wilts] …… (1247)” — *CCR*, V, 525. (2) “Grant to William Bataille, the king’s *clerk* of the chapel, of the prebend in the chapel of St Juliana [Shrewsbury] …… (1246)” — *CPR*, III, 486. (3) “…… William Bataille, king’s *clerk*, to have full seisin of the prebend in the church of St Mary, Shrewsbury …… (1252)” *CPR*, IV, 149.

最初のジョンも次のロジャも、文面にクレーリクスと明記されている。国王はジョンにカペラを“譲渡”し、ロジャをカペラへ“推薦”した。③のウィリアムには、ディヴァイジズのカペラ2件が“贈与”されている。ウィリアムもまた(2)と(3)においてクレーリクスと書かれている。ディヴァイジズではカペラそれ自体の占有権を贈与され、シュロウズベリでは聖ユーリアーナ“礼拝所”と聖母マリア“聖堂”とでプレベンダすなわち参事会員聖職禄を取得した。この両者はいずれも王立自由礼拝所であり、在俗聖職者の参事会が置かれている。

ところでウィリアムは、③の(2)によれば“カペラのクレーリクス”である¹⁾。しかもそのカペラとは国王のカペラであり、従って彼は“国王のカペラの国王のクレーリクス”である。前節の引用[5]①のフィリップは“国王のカペラのクレーリクス”であった。いずれも“カペラ所属”の意味であろう。クレーリクスは、ジョン・ロジャ・ウィリアムのように“カペラ占有者”でありえた。そのみかクレーリクスは、ウィリアムやフィリップのように“カペラ所属”にもなりえた。

1) “Rex dedit Henrico de Wygorn’, *clerico capelle regis*, illas duas *ecclesias* in villa Divisarum, quas Willelmus Bataille, *clericus ejusdem capelle*, prius tenuit …… (1252)” — CCR, VII, 165. この勅許状では、ディヴァイジズの“カペラ”が“エクレーシア”と書かれている。

[3] ① “…… Guala …… cardinalis, apostolice sedis legatus, nomine nostro contulit dilecto *clerico* nostro Radulfo de Norwico decanatum *capelle* nostre Walengeford [Wallingford, co. Berks], cum omni jure et dignitate et omnibus pertinenciis suis …… (1217)” — CPR, I, 27f. Cf. also pp. 32, 105, 127, 136 [as *clericus regis*] ② “Grant to John de Langetoft, king’s *clerk*, of a prebend …… in the chapel of [St Mary and] the Holy Angels near the cathedral church of St Peter, York …… (1255)” — CPR, IV, 427. Cf. also

p. 533 [as king's clerk].

ウォリングファドのカペラもまた王立自由礼拝所である。レイフは、そのカペラの参事会長職を取得した。定義上のカペラーヌスになったはずであるが、記録文面ではクレークスと書かれている。②のジョンは、ヨーク大司教座の近傍のカペラで参事会員聖職禄を取得した。いいかえると彼はそのカペラで参事会員資格を取得し、その限りにおいてまさに“カペラ所属”になったはずであるが、その後もクレークスの称号を帯びている。

[4] ① “Willelmus de Wintonia, clericus domini regis de capella sua, habet litteras de presentatione …… (1221)” — CPR, I, 300. ② “Rex commisit Roberto de Cantuaria, clerico suo de capella sua, terram …… (1234)” — CCR, II, 535. Cf. also *Ibid.*, pp.182, 275; CCR, III, 482; CCR, VI, 174. ③ “…… et Warino de Philippo clericis de capella regis, ij robas, sicut aliis clericis regis …… (1243)” — CCR, V, 148. ④ “…… faciant habere uxori Johannis de Cambio, clerici de capella regis, unam robam …… (1251)” — CCR, VI, 505. ⑤ “…… faciant habere Roberto de Cantuar', juniore, clerici capelle regis, unam robam sicut ceteris clericis capelle regis (1253)” — CCR, VII, 307. ⑥ “…… Gilberto de Stubbeh' et Willelmo de Sancto Goramo faciant habere robas suas, sicut aliis clericis de capella regis (1256)” — CCR, X, 18.

斜体字の文言に注目しよう。いずれも“国王のカペラの国王のクレークス”を意味するものであるが、そのカペラの所在地を明示していない。前出[3]の①では、所在地がウォリングファドと明記されている。所在地の記載がないのは何故か。その理由の指摘に先だって、若干の事例を追加しておこう。なお④のジョンは妻帯者であり、この勅許状は国王がジョンの妻ヘガウンを与えたものである²⁾。

2) ① “…… faciat habere uxori Roberti de Cantuar' j. dolim vini, de dono regis (1246)” — CCR, V, 465. ② “Grant …… to Robert de Cantuaria, king's

clerk, son of Robert de Cantuaria, sometime king's clerk, of …… (1257)” — CPR, IV, 539. Cf. also p. 580. この2通の勅許状によって、上記の②と⑤との2名のロバートの関係を示している。②のロバートもまた妻帯者であり、妻は国王から1樽のワインを支給されている。

[5] ① “…… Henrico Constantini, *clerico capelle regis*, unum de equis illis …… habere faciat de dono regis (1260)” — CCR, XI, 99. ② “…… Ricardum de Sarr’, *clericum capelle regis*, in possessione ecclesie sue de Eston’ [Aston, co. Southampton] manuteneat et defendat …… (1260)” — *Ibid.*, pp. 281f. ③ “…… quia *clerici de capella nostra* propter infirmitates suas nobiscum morari non possunt, Nicholaum de Burd’, Johannem de Exon’ et Philippum de Sancto Maxencio, *clericos ejusdem capelle* …… venire faciatis (1262)” — CCR, XII, 174.

最後の勅許状③は、すでに第1節において引用[5]として扱われていた。ここではあらためて“国王のカペラの国王のクレークス”の事例として引用した。カペラの所在地が明記されていない点では、これらも同様である。

[6] ① “…… quod habere faciant Ricardo de Horeforton’, *clerico capelle Edmundi filii regis*, unum robam …… (1256)” — CCR, IX, 271. ② “Presentation of Hugh de la Penne, *clerk of the queen’s chapel*, to the church of Sherinton [Sherrington, co. Wilts] …… (1252)” — CPR, IV, 127.

これらはそれぞれ“王子のカペラのクレークス”ならびに“王妃のカペラのクレークス”に関する記録で、しかもそれらのカペラの所在地が明記されていない。ではこのばあいにも所在地の記載がないのは何故か。“国王のカペラ”とあわせて検討しよう。

J. H. デントンによれば、史料における“*capella regis*”という用語は国王の家政内のカペラを意味することがあり、そのばあいには“Chapel

Royal” という訳語が最適であるという。以下これを CR と略記し、CR なるものに関するデントンの解説を要約しよう³⁾。

3) J. H. Denton, *English Royal Free Chapels, 1100-1300, a Constitutional Study*, 1970, pp. 3ff.

CR の構成員は決して多数とはいえず、エドワード 1 世治世ではその全定員がおそらくカペラーヌス 6 名、クレーリクス 6 名のほかに “sumpterers [sic]” が少なくとも 4 名であったという。最後の少なくとも 4 名とは、いわば輸送係であろう。その後 15 世紀の中葉までに、CR の定員は 49 名になった。それは “yeoman” 1 名、“sergeant” 1 名や “choirboy” 10 名のほかに、“servant” 2 名を含む数字である。デントンはヘンリ 3 世治世の定員に言及していないが、エドワード 1 世治世よりも小規模であろうか⁴⁾。

4) Ian Bent, ‘The English Chapel Royal before 1300’, *Proceedings of the Royal Musical Association*, XC, (1963/4), pp. 87ff. デントンの指摘はこの研究に依拠したもので、ヘンリ 3 世治世の CR の構成に関しては、ベント自身が明言を避けている。

CR の所管事項は、国王や宮廷構成員のために聖務日課と主要な儀式とを執行することである。要するに宗教儀礼がそれであった。CR は国王の “家政の一部” であり、そのことからして必然的に ‘ambulatory’ であった” という。その意味は、国王の巡幸とともにイングランド各地を “歩く” ということである。CR が移動するからこそ、上記の輸送係も必要になろう⁵⁾。

5) “Mandatum est abbatibus Kirkest’, de parco Lude, Revesby, et de Valle Dei quod provieant regi de iiij^{or}. *equis summariis* ad capellam regis et rotulos cancellarie deportandos (1257)” — CCR, X, 137. この勅許状は 2 名の修道院長にあてたもので、CR を輸送した大法官府の記録文書を輸送すべく荷馬車のための馬 4 頭の提供を指示している。CR の輸送とは、CR の祭具の輸送であろうか。なお上記の “sumpterer” ということばは *O. E. D.* に記載されていない。ベントやデントンは

“sumpter man”の意味で用いたものであろう。

国王はイングランド以外にも各地にCRをもっており、イングランド以外のCRはしかるべき統治拠点の王城内に定着していた。たとえば第5節引用[1]のダブリンの王城内のカペラがそれであろう。それに対してイングランド内におけるCRは、デントンによれば“a place”ではなくて“a department of state”であった。字義通りにいえば、CRとは移動可能な“国家部局”であり、所在地不定あるいは所在地可変の“要員集団”がその実態である。

ほかに王国各地の王立自由礼拝所については、本稿でもすでに再三にわたって述べている。ウェストミンスターやウィンザの国王宮廷にも常設のカペラがあり、それぞれに所定の聖職者が在籍する。本節引用[1]のサイモンは、ウィンザ王城内のカペラに勤務した。しかし彼ら自身は在籍しながら常勤しないことがあり、むしろ非常勤者が多数である。非常勤のばあいには、本人の負担において聖務代行者を配置した⁶⁾。

6) 前出拙稿Kでは、そのような代行者委任の実態を司教補佐について詳述した。

CRの要員はこれら王立自由礼拝所の非常勤参事会員を兼任することもあるが、本来はCRに常勤すべきものであろう。王立自由礼拝所の在籍者であれば、ほぼ通例としてそのカペラの所在地が文面に明記される。本節引用[3]①のカペラは、所在地がウォリングファドであった。それに対してCRのばあいは、明記すべき所在地が存在しない。引用[6]の“王子のカペラ”ならびに“王妃のカペラ”も同様ではないか。

では所在地を明記せず単に“国王のカペラ”とだけ書かれていれば、すべてCRであるといえるか。いいかえると上記一連の“国王のカペラ”は、すべてCRであるか。その点については軽率な断定を控えざるをえないが、上記の事例のうちの少なくともいくつかには、CRの可能性があろう。

デントンの見解に関連して、一点だけを追記しておこう。彼によればCR

とは上記の通り “part of the [king’s] household” である。この “家政の一部” とは何か。やはり彼によれば “国王の家政の全体が CR を構成するとは見なしえない” ということで、その意味で CR は “家政の一部” である。

前節 [第 6 表] では、国王のクレーリクスの欄に 6 名の “国王家政のクレーリクス” が記載されている。この “国王家政のクレーリクス” とは、CR 所属のクレーリクスであろうか。CR が “家政の一部” であるとすればその可能性も推定されるが、手もとの史料からはその確証がえられなかった⁷⁾。逆にいえば国王家政のクレーリクスがすべて CR 所属であったとは見なしがたく、現時点では CR 以外に、あるいはそれ以外にも国王家政のクレーリクスが存在したものと考えておきたい。

7) “…… at the instance of Richard de Sarr’, the king’s household clerk …… (1272)” — *CPR*, VI, 664. このリチャードは [5] ②のリチャードと同一人であるか。また仮に同一人であるとしても、この時点でなお CR のカペラーヌスであったか。この事例についても、結局は確証がえられない。

* * * * *

〈要 約〉

○ 第 1 点 この節の前半では、カペラ勤務者がカペラーヌスだけに留まらずクレーリクスもまたそこに在籍しうることを確認した。

○ 第 2 点 それに関連して後半では、いわゆる “国王のカペラの国王のクレーリクス” の存在を確認した。クレーリクスは “国王のカペラ” にも在籍している。なお国王のカペラといえは、筆者はこれまで一連の拙稿で “王立自由礼拝所” なるものに言及してきた。これはロンドン聖マルティヌス大聖堂を筆頭として、王国の各地に散在する。これらもまた国王のカペラであり、その管理機構としての参事会は主として国王のクレーリクスによって構成された。

○ 第 3 点 ほかに本節では “国王のカペラ” のうちで、所在地が明記されないものに言及した。そのカペラとは国王の身边に常勤の要員集団であ

り、特定の建造物あるいは場所を意味しない。その集団は国王の巡幸とともに移動する点において、所在地不定あるいは所在地可変であった。上記のデントンによれば、これは“Chapel Royal”と呼ばれるべきもので、本稿ではCRと略記した。エドワード1世の治世におけるCRは、カペラーヌス6名、クレーリクス6名のほかに運搬係が少なくとも4名で構成されていた。ヘンリ3世治世については構成が不明である。しかしそれぞれの定員が不明とはいえ、ヘンリ3世治世にもCRは存在し、そこにはカペラーヌスとならんでクレーリクスが在籍していたに相違ない。

[VIII]

本節では残されたいくつかの問題点について、手短に触れておこう。

§1 カペラ内の序列

本稿第6節では、カペラーヌスとよばれるものが大法官・財務府長官などの主要官職から、また司教・司教補佐などの主要聖職からもほぼ排除されていたことを確認した。カペラーヌスとクレーリクスとは、まさにこの点において顕著な相違を見せていた。では両者の間に序列の点で上下の差異があるか。クレーリクス上位といえるか。

デントンはエドワード1世治世の国王のカペラの構成に関して、上記の通り“カペラーヌス6名、クレーリクス6名”と書いている。このような記載順序は、デントンに特有のものか、あるいはこの順序には特別な意味があるか。

[1] ① “…… quod Willelmum *capellanum* et Jacobum de Dovor' clericum, quos dominus rex mittit ad Isabellam, sororem suam, ad morandum cum ea et deserviendum in officio *capellani* et *clerici* …… (1235)” — CCR, III, 73. ② “Abbatissa de Tarrent' attornavit ……

Thomam *capellanum* de Tarrent' et Willelmum de Brumham, *clericum*, ad lucrandum vel perdendum in loquela (1237)" — *Ibid.*, p. 516. ③ "..... faciatis habere Symoni, *capellano* nostro, et Magistro Waltero de Lench', *clerico* capelle nostre, duas capas furratas (1241)" — *CCR*, IV, 337. ⑤ "..... faciat habere Simoni, *capellano* ministranti in capella regis de Windes', j. robam et Roberto de Drumar', *clerico*, j. robam et Chinchio-koniano *clerico* j. robam (1243)" — *CCR*, V, 148. ⑥ "..... idem Johannes ecclesiam suam de Middilton' commiserit et concesserit Willelmo de Hause, *capellano*, et Henrico Purcel', *clerico*, tenendam per triennium (1260)" — *CCR*, XI, 214f. ⑦ "Johannes de Slapton" *capellanus*, Petrus de Slapton', *clericus*, Willelmus et Hugo recognoverunt (1268)" — *CCR*, XIII, 549. ⑧ "Magister loco suo posuit Adam de la More *capellanum* et Robertum de Laverstok' *clericum* sub alternacione ad lucrandum vel perdendum in omnibus placitis et loquelis motis attornatos pro ipso Henrico (1269)" — *CCR*, XIV, 95.

これらはいずれも『密封勅許状簿』からの引用で、8件のすべてにおいてカペラーヌス・クレーリクスとが等位接続詞で併記されている。逆にいえばこれら8件は、両者の併記が見られ、しかも『密封勅許状簿』全14巻から筆者が発見しえたもののすべてである。記載の順序としては、カペラーヌスが先行している点において例外がない。

[2] ① "Appointment of to deliver the gaol of Stafford of *chaplains* and *clerks* (1234)" — *CPR*, III, 76. ② "Protection for the dean of the free chapel of St Mary, Shrewsbury, and the canons, *chaplains*, *clerks*, and servitors thereof (1248)" — *CPR*, IV, 8. ③ "Mandate to the deans, canons and *chaplains* in the king's [free] chapels of Stafford, Bruges [Bridgenorth], Tethale [Tettenhall], Wulvrenhampton [Wolverhampton], Salopesbiry [Shrewsbury] and

Pencriz [Penkridge], and their parishioners …… (1254)” *Ibid.*, p. 371.

④ “Simple protection for …… the *chaplains* and *clerks* of the king’s chapel of the castle of Shrewsbury …… (1255)” — *Ibid.*, p. 411. ⑤

“The dean and chapter of Tuam [Ireland] have licence to elect the archbishop …… by Reynold the *chaplain* and Maurice called Lumbar, *clerk*, coming to court with letters of the same dean and chapter (1256)” — *Ibid.*, p. 485.

これらは『開封勅許状簿』からの引用である。③を除くすべてにおいてカペラーヌス・クレリックスが併記され、しかもやはりカペラーヌスが先行している。引用〔1〕の8件の事例にせよ、またこれらにせよ書式・内容が一樣でない。それにもかかわらずカペラーヌスの先行がすべてに見られ、逆順のものは検出されない。

さらに②においては、スタファド王立自由礼拝所の参事会長・参事会員に続いて、カペラーヌス・クレリックスが併記され、最後に“セルウィトル”すなわちおそらく俗人の勤務者が付記されている。他方③では、併記が参事会長・参事会員・カペラーヌスまでに留まった。いずれにせよこの記載順序は、これら王立のカペラにおける職階の序列を示すものにほかならない。要するに少なくとも職階の序列においては、カペラーヌスがクレリックスの上位にあった。

本稿第6節の検証結果によれば、カペラーヌスは大法官・財務府長官などの主要官職からも、また司教・司教補佐などの主要聖職からもほぼ排除されていた。両者をその側面だけで比較すれば、クレリックスの上位はまさに圧倒的である。しかし両者をカペラ内の職階という側面から見れば、逆にカペラーヌス上位といわざるをえない。ここでは、とりあえずその事実を確認しておきたい¹⁾。

1) “Finally, in 1318 the constitution of the *capella* [*regis*] is laid down as: a chief *chaplain* and five other chaplains, all earning 7½*d.* a day, and six clerks, earning 4½*d.* a day.” — Ian Bent, *op. cit.*, p. 90. カペラーヌス上位は日当に

も現れている。

§2 カペラーヌスと“広義のクレーリクス”

本稿の序説および第1節では、同一人に関してカペラーヌス・クレーリクスの称号が検出された。しかもその事例は、カペラーヌス・クレーリクスの総数からすればむしろ僅少の例外でしかなかった。では仮に僅少の例外とはいえ、同一人が双方の称号を帯びることがありえたのは何故か。その理由の一つは、カペラーヌスが“広義のクレーリクス”に含まれることにあろう。

[3] “(1) Quia venerabilis pater W[illelmus de Kilkenny] Elyensis [episcopus] electus regi per litteras suas patentes significavit (2) quod Nicholaus de Brakendel', *clericus*, captus et in prisa nostra Cantebr' [Cambridge] pro morte cujusdam hominis (3) et idem electus a rege requisivit predictum Nicholaum secundum *libertatem ecclesiasticam* liberari, (4) madatum est quod eundem Nicholaum predicto electo secundum *libertatem* predictam et *modum* et *consuetudinem* in regno regis hactenus optentam liberent (1255)” — CCR, IV, 96.

イーリ司教予定者ウィリアムから開封書状によって国王へ申告があった(1)。それによればクレーリクス身分のニコラスが殺人罪で告発され、ケムブリヂの国王の監獄に拘置されている(2)。司教予定者は、ニコラスの釈放を要請した。釈放要請は“リーベルタース=エクレシアスティカ”つまり“教会の自由”に準拠してなされた(3)。この勅許状は、監獄の責任者にニコラスの身柄引き渡しを指示したものである。引き渡しは“教会の自由”を考慮したもので、また王国古来の“方式”と“慣習”とに準拠してなされるという(4)。

なおこのばあいの“釈放”とは、(4)に記載の通り“上記の司教予定者のもとへの釈放”である。いいかえると完全な無罪釈放ではなくて、国王の裁判管轄権から司教の裁判管轄権への移管であった。

[4] ① “Quia per litteras patentes venerabilis patris R[icardus de Gravesend] Lincolniensis episcopi accepimus quod, cum Ricardus de Houton’, *clericus* Lincolniensis diocesis, rettatus esset super crimine homicidii et in prisa nostra Norhamt’ [Northampton] detentus et postmodum a prefato episcopo per *privilegium clericale* esset requisitus et ei liberatus …… (1262)” — CCR, XII, 88. ② “…… cum Johannes de Holt’, *clericus* Londoniensis diocesis …… in prisa nostra apud Chelmerford [Chelmsford, co. Essex] detentus …… ab episcopo Londoniensi per *privilegium clericale* esset requisitus et ei liberatus …… (1262)” — *Ibid.*, p. 89. ③ “…… patris W[alteri de Bronescombe] Exoniensis episcopi …… quod Jordanus de Kylmeworthi, *clericus* sue diocese, rettatus …… de morte Radulfi de Bouteport et in prisa nostra Exonie detentus …… ab ipso episcopo per *privilegium clericale* requisitus et ei liberatus …… (1263)” — *Ibid.*, p. 262. Cf. also CCR, XIII, 473; CCR, XIV, 356.

これらもまた前出引用 [3] と基本的に同一内容・同一書式と見なしてよい。相違はもっぱら斜体字の文言にある。すなわち“リーベルタース=エクレーシアスティカ”という文言が“プリーウィレーギウム=クレーリカーレ”に入れ替わっている。要するに名詞が“自由”から“特権”に変わり、また形容詞が“教会の”あるいは“教会人の”から“クレーリクスの”に置き換えられている。

“リーベルタース”が“プリーウィレーギウム”と互換的に用いられることは、むしろ通例といって差し支えない。問題はこの文脈における“クレーリクス”であって、これらでは“教会人”全般、つまり聖職者全般という最広義に用いられている。なお①では被告リチャードが“リンカン司教管区のクレーリクス”であるといい、ほかの2名にも所属の司教管区が明記されている。それは裁判管轄権の帰属と不可分であろう²⁾。

2) “(1) Quia venerabiles patres P. Herefordensis et F. Londoniensis episcopi

contendunt (2) quis eorum ratione *privilegii clericalis* habere debeat Johannem de From', dictum *clericum*, (3) quem detinemus in prisiona pro morte prioris Campanie, (4) qui ad instinctum et machinacionem dicti Johannis in ecclesia Hereford' coram altari crudeliter fuit interfectus (5) Et quia eodem Johanne a nobis recepto et iterato carceri mancipato apud London' (6) mandamus ipsum Johannem officiali venerabilis patris B. Cantuariensis archiepiscopi liberari faciat (1254)" — CCR, VIII, 315. ヘレファド司教とロンドン司教との間に対立があった(1)。争点は「クレリックスの特権」に基づく裁判管轄権であった。被告ジョンは、身分がクレリックスであるという(2)。彼はカムパーニュの修道参事会長の殺害容疑で国王の監獄に拘置されている(3)。参事会長は、ジョンの奸計によってヘレファド司教座聖堂の祭壇の前で殺害された(4)。ジョンの逮捕・投獄はロンドンでなされた(5)。犯罪の場所はヘレファドであるが、現に拘置されているのはロンドンである。要するに争点は、犯罪の場所か拘置の場所かということであった。ジョンの身柄はカンタベリ大司教座の首席判事に引き渡された(6)。

[5] ① “Quia per litteras patentes magisri Willelmi de Sutwell', officialis venerabilis patris R[icardi de Gravesend] Lincolniensis episcopi accepimus quod, cum Ricardus de Herliston', *capellanus* Lincolniensis diocesis irretitus esset super crimine homicidii et in prisiona nostra apud Norhamt' detentus et postmodum a prefato episcopo per *privilegium clericale* esset requisitus et ei liberatus (1262)” — CCR, XII, 30. ② “Quia per litteras patentes venerabilis patris W[alter de Giffard] Eboracensis archiepiscopi accepimus quod, cum Robertus Arkil, *capellanus* sue diocesis, rettatus esset de morte Rogeri filii Matildis de Kilum et in prisiona nostra Eboraci detentus et postea ab ipso archiepiscopo per *privilegium clericale* esset requisitus et ei liberatus (1268)” — CCR, XIII, 480. ③ “Quia per litteras patentes venerabilis patris R. Lincolniensis episcopi accepimus quod, cum Henricus de Westenestowe, *capellanus* sue diocesis, nuper rettatus esset in prisiona nostra Norhamt' detentus, et postea a ipso episcopo per *privilegium clericale* esset re-

quisitus et ei liberatus …… (1268)” — *Ibid.*, p. 485.

最初の事例では、司教自身ではなくて司教座の首席判事ウィリアムの開封書状に言及されている。しかしその点を別とすれば、3件いずれも基本的に同一内容・同一書式の文書である。被告3名の身分はすべて“カペラーヌス”と明記されているが、これらの事件はすべて“クレーリクスの特権”に配慮して所属管区の司教・大司教の裁判管轄権のもとへ移管されている。クレーリクスの特権は、カペラーヌスにも及んでいる。カペラーヌスが広義のクレーリクスに含まれていることは、これらの事例によっても明白である³⁾。

3) ① “Order to restore to John de Breteby, *clerk*, his chattels, which were taken into the king's hands by the sheriff upon his being imprisoned at Melton for certain trespasses wherewith he was charged until he could be delivered to the official of the archdeacon of Leicester as a *clerk* in accordance with the *ecclesiastical liberty* as he has purged his innocence before the official …… (1275)” *CCR*, 1272-79, p. 189f. Cf. also p. 195. ② “Order to restore to John de Fynham, *clerk*, all his lands, goods, chattels which were taken into the king's hands upon his being charged with the homicide of Geoffrey de Croyleffeld, for which he was imprisoned at Warwick …… he was delivered to R. bishop of Coventry and Lichfield in accordance with the *privilege of the clergy* as he has purged himself canonically of the homicide …… (1278)” — *Ibid.*, p. 479. Cf. also pp. 218, 532. 参考までにエドワード1世治世の『密封勅許状簿』第1巻から引用した。引き続き“自由”も“特権”も見受けられる。

[6] ① “…… cum episcopis Anglie et aliis magnatibus, tam clericis quam laicis …… (1240)” — *CCR*, V, 350. ② “…… clericum vel laicum Anglicum vel alienigenam …… (1245)” — *CCR*, V, 350. ③ “de regno regis, *clerici* vel *laici*, faciunt escambium de denariis suis …… (1248)” — *CCR*, VI, 108.

この文面では“クレーリクス”が“ラーイクス”すなわち俗人と対比されており、そのことは教皇ボニファーキウス8世の回勅“Clericis Laicos”

(1296 年) の事例を想起するまでもなく明らかである。引用 [5] のクレリックスもまた同様に、俗人との対比における聖職者一般であり、いわば最広義のクレリックスであろう。

§3 中世後期のカペラーヌスとクレリックス

筆者はかつてエドワード 1 世以降について、カペラーヌスやクレリックスなどの消長を追跡したことがある。それはエドワード 1 世の治世初年からエドワード 6 世の治世末年まで、すなわち 1272 年から 1553 年までほぼ 280 年間にわたっている。主要な典拠は『開封勅許状簿』であった⁴⁾。

4) 拙稿 L “King’s clerks” の下限考 — “King’s servants” 考 (序) 北海道大学文学部『人文科学論集』第 20 号 (1983/84)。拙稿 M 「中世後期における “King’s servants”」イギリス中世史研究会『イギリス中世社会の研究』(山川出版社, 1985)。

次の [参考 4] は、その調査結果の一部を再現したものである。エドワード 1 世に関して “(1) 1272–1281” と付記されているのは、その治世の『開封勅許状簿』4 巻のうちで第 1 巻だけを対象としたことを示す。ヘンリ 7 世に関しては第 2 巻だけを選択した。また最後のエドワード 6 世に関しては全 5 巻から情報を抽出した。俗人は多様な称号を帯びて登場するが、ここでは “king’s servant” と明記されているものだけに限定した。

【参考 4：検出件数の比較表 — エドワード 1 世以降】

		King’s Chaplain	King’s Clerk	King’s Servant
Edward I (1)	1272–1281	6	120	1
Edward III (1)	1327–1330	12	217	7
Henry VI (1)	1422–1429	6	38	6
Edward IV (1)	1461–1467	8	22	160
Henry VII (2)	1494–1509	28	24	229
Edward VI (1-5)	1547–1553	22	0	416

◎拙稿 M 第 1 節の [第 1 表] による。

この調査の当初の目的は、国王行政における聖職者依存から俗人依存への移行の過程を追跡することにあった。その一方でこの調査の結果として、15 世紀末葉以降にカペラーヌスとクレーリクスとの件数に逆転が確認された。すなわちクレーリクスが減少し消滅する一方で、カペラーヌスが一時的にわずかながら増加した。それは何を意味するか。ヘンリ 3 世治世との対比で考えておこう。

【参考 5：検出件数の比較表——ヘンリ 3 世・ヘンリ 7 世】

[A]：ヘンリ 3 世『開封勅許状簿』第 6 巻 (1266–1272 年)

[B]：ヘンリ 7 世『開封勅許状簿』第 1 巻・第 2 巻 (1485–1509 年)

	[A]	[B]
	国王直属	国王直属 (その他)
カペラーヌス	14 名	33 名 (227 名)
カペラーヌス・クレーリクス	1 名	21 名 (11 名)
クレーリクス	129 名	25 名 (269 名)

まず [A] すなわちヘンリ 3 世治世の第 6 巻においては、国王のクレーリクスが国王のカペラーヌスに対して圧倒的に多数であった。双方の称号が重複して検出されたのは、わずか 1 名だけに留まっている。第 1 節 [第 1 表] のシルヴェスタがそれである。

一方の [B] では、国王のカペラーヌスと国王のクレーリクスとが検出件数において接近し、わずかに逆転している。しかも [B] では、同一人でカペラーヌス・クレーリクス双方の称号を帯びるものが少なくない。その称号重複の件数は、この治世だけで上記の通り 21 名にのぼる。カペラーヌスの

総数はこの21名を加えて54名であり、そのうちの21名すなわちほぼ40%が双方の称号を帯びたことになる。また一方のクレリックスの総数は46名であり、そのうちで双方の称号が検出されるものは46%に近い。いいかえると称号重複の件数は、国王のクレリックスのほぼ半数に迫っている。

なお[B.]に関しては、その他のカペラーヌス・クレリックスについても検出件数を併記しておいた。()内の数字がそれである。彼らについては単に“カペラーヌス”あるいは“クレリックス”とだけ書かれており、国王直属か否かいずれとも識別されない。ともあれ双方の検出件数の接近は、この“その他”においても顕著である。国王直属の聖職者における双方の接近とは、カペラーヌス全体・クレリックス全体における接近を背景としていたというべきか。称号重複は“その他”でもわずかながら検出された⁵⁾。

5) ① “Grant to Thomas Woode, *clerk*, of the office of rector or *chaplain* of the honour of the chapel of St Mary within the castle of Dover, co. Kent …… (1487)” — *CPR, 1485-94*, p.194. ② “General pardon to Diggory Water, *clerk*, *alias chaplain* (1488)” — *Ibid.*, p.256. Cf. also pp.361, 362, 403. ③ “Presentation of Walter Wolmer, *chaplain*, to the parish church of …… (1500)” — *CPR, 1494-1509*, p.220. / “…… Walter Wolmer, *clerk* …… (1506)” — *Ibid.*, p.488. ④ “Presentation of William Draycot[-cott], *chaplain*, of a chantry in …… (1501)” — *Ibid.*, p.225. / “…… William Draycott, *clerk* (1508)” — *Ibid.*, p.557. ⑤ “Licence for the alienation …… by the following persons of the following lands: — John Port, Richard Polayn [Pullayn], *clerk*, and John Eggerton, of 3 messuages, 200 a. of land ……; by Richard Pullayn, *chaplain*, of 5 messuages ……; and by Richard Pullayn, *clerk*, and Humphrey Salte of a messuage (1503)” — *Ibid.*, pp.319f. Cf. also pp.69, 441, 598. 最初のトマスは身分においてクレリックスであり、役職においてカペラーヌスである。②では、同一人が双方の称号で呼ばれる可能性を明記している。最後のリチャードは、同一文書の中で両様に書かれている。

若干の史料を例示しよう。

[7] ① “Presentation of Richard Payn, king’s *clerk* and *chaplain*, to the parish church of …… (1487)” — *Ibid.*, p.194. ② “Grant …… to the king’s *clerk* and *chaplain*, Master Richard Brakynburgh, of the

prebend …… (1490)” — *Ibid.*, p. 332. ③ “Licence for the king’s *clerk* and *chaplain* and councillor Henry Carnebull, late archdeacon of York …… to found a chantry …… (1505)” — *CPR, 1495-1509*, p. 394.

これら3例においては、まさに単純明解に双方の称号が併記されている。

[8] ① “Grant …… to William Smyth, king’s *clerk*, of the office of keeper or clerk of the hanaper of the Chancery …… (1485)” — *CPR, 1485-94*, p. 48. / “Presentation of William Smyth, *chaplain*, to the parish church of Great Grymmesby [Grimsby, co. Lincoln] (1487)” — *Ibid.*, p. 170. ② “…… Thomas Medfeld, one of the *chaplains* of the king’s mother, the lady Margaret …… (1485)” — *Ibid.*, p. 71. / “Grant to the king’s servant, Master Thomas Medfeld, *clerk*, for his good service to the king and to the king’s mother, of an annuity …… (1486)” — *Ibid.*, p. 97. ③ “Grant …… to the king’s servant Lawrence Squier, *clerk*, master of the boys of the king’s chapel, of an annuity …… (1486)” — *Ibid.*, p. 138. / “Grant to [Laurence] Squier, one of the *chaplains* of the chapel in the household, of the prebend or canonry …… (1492)” — *Ibid.*, p. 407. ④ “Grant to the king’s *clerk*, Robert Shirbourn[-borne], of the prebend of Wyldeland, in St Paul’s church, London …… (1489)” — *Ibid.*, p. 290. / “…… to the king’s *chaplain* Robert Shirborne, dean of St Paul’s, London …… (1503)” — *CPR, 1494-1509*, p. 309. Cf. also pp. 237, 414. ⑤ “Grant to Master Peter Carmelianus, king’s *clerk*, of the prebend …… (1492)” — *CPR, 1485-94*, p. 412. / “Presentation to Master Peter Carmelianus, king’s secretary in Latin and king’s *chaplain*, to the canonry and prebend …… (1501)” — *CPR, 1494-1509*, p. 242. ⑥ “Grant to Master Edward Underwood, *chaplain*, the queen’s confessor, of the deanery …… (1494)” — *Ibid.*, p. 7. / “Grant …… to Master Edward Underwode, king’s *clerk*, the queen’s

confessor, of …… (1494)” — *Ibid.*, p.10. ⑦ “Grant to Richard Mayew[e], king’s *clerk* and almoner …… (1497)” — *Ibid.*, p.108. / “…… to Richard Mayewe, king’s almoner, *chaplain* and councillor …… (1500)” — *Ibid.*, p.222.

これら7例では、クレリックスとカペラーヌスとが別な勅許状から検出された。これは称号が一方から他方へ変化したことによるものか。次の事例からすれば、必ずしもそのように見なしがたい。双方の併記が可能であるにもかかわらず、一方だけを記載したまでのことであろう。

[9] ① “Grant to Master Christopher Urs[e]wyk[-wyke, -wik], king’s *clerk* and almoner …… (1485)” — *CPR*, 1485-94, p.16. ② “…… to the king’s *chaplain* Master Chr. Urswyk, his almoner …… (1485)” — *Ibid.*, p.24. ③ “…… to the king’s *clerk*, Master Chr. Urswyke, king’s almoner …… (1485)” — *Ibid.*, p.66. ④ “…… Master Chr. Urswik, king’s *clerk* and *chaplain* …… (1487)” — *Ibid.*, p.170. ⑤ “…… the king’s *clerk* and councillor, Master Chr. Urswyk, king’s almoner …… (1488)” — *Ibid.*, p.237. ⑥ “…… Chr. Ursewik, king’s *clerk* and councillor …… (1500)” — *CPR*, 1495-1509, p.218.

双方の称号の併記は、わずかに④だけで見られる。クリストファには④のような記載が可能であるにもかかわらず、④以外では一方だけを記載し、他方が省略されたといえないか。そのことからすれば、上記[参考5]の21名とは、たまたま記録文面で併記・併用が確認されたものである。双方の称号を帯びたものの実数は、はるかに多数にのぼったといえないか。要点を整理しよう。

ア) ヘンリ7世の治世以前：聖職者では“クレリックス”が圧倒的に多数

で、同一人について“カペラーヌス”との併記・併用の事例は少ない。

イ) ヘンリ7世の治世：双方の併記・併用の事例が少なくない。

ウ) ヘンリ7世の治世以後：通例として単に“カペラーヌス”とだけ記載する。

これはあくまでも“国王のクレリックス”および“国王のカペラーヌス”

に限定した上での所見であって、ヘンリ7世以降に“クレリックス”それ自体が死語になることを意味しない。死語になるのはあくまでも“国王のクレリックス”であり、ヘンリ8世治世において史料文面から消滅する⁶⁾。

6) ① “…… John Stokisley, D. D., the *King's clerk*, councillor, and almoner (1523)” — *Calendar of Letters and Papers, Foreign and Domestic*, vol. III-part II, 1244. ② “Mr Nicholas Heth, *King's clerk* and counsellor [sic] (1534)” — *Letters and Paper*, vol. VII, 56. ③ “Thos. Autan, one of the *King's clerks*. Grant for life of the office of one of the *King's clerks*, with fees of 10*l.* a year (1540)” — *Letters and Papers*, vol. XVI, 140. この史料集は、ほかの治世でいえば『開封勅許状簿』に相当するもので、ヘンリ8世治世に関しては全体で21巻33冊に及ぶ。これら3名は、筆者が全33冊の全頁から国王のクレリックスとして検出したものの最後の3名である。②までは、従来と同様の事例と見なされる。しかし最後のトマスについては、身分称号としての“国王のクレリックス”というよりは、何らかの役職の呼称かともおもわれる。いずれにせよ“国王のクレリックス”は、ヘンリ8世治世において死語になったものと推定される。

要するにヘンリ7世の治世は、国王直属の聖職者に関して用語法上のまさに過渡期に相当していた。その治世はまた、聖職者官僚の比重低下すなわち俗人官僚の比重上昇の時期でもあった。それは、上記の[参考4]からも顕著である。聖職者官僚はその比重低下の過程において、呼称それ自体も変化していた。かつて“クレリックス”は聖職者に関するもっとも広範な呼称であり、他方の“カペラーヌス”は基本的にカペラ勤務者の特定呼称つまり特称であった。しかしヘンリ7世の治世以降には、逆に“カペラーヌス”が国王官僚の総称になり、一方の“クレリックス”は死語になる。双方の併記・併用とは、まさに過渡期の象徴であった。

ではこの用語法上の変化に関して、どのような要因が考えられるか。ここでは筆者の旧稿の一節を引用するだけに留めよう。

前者(クレリックス)の消滅と後者(カペラーヌス)の存続との間には、前稿で一応の関連が推定された。クレリックスの語義が聖職者という身分呼称から書記という役割にまで拡張され、俗人が聖職者から書記

職を継承するにつれて俗人のクレリックが増加した。その結果として聖職者を俗人の書記から峻別するための呼称が必要になり、以前からの“国王のカペラーヌス”を“国王のクレリックス”の代替の呼称として使用した、という推定である。逆にいえばカペラーヌスがクレリックスを吸収するにつれて語義が拡張され、人数もわずかながら増加して役職もある程度まで多様化したものとおもわれる⁷⁾。

7) 拙稿 M, 第 2 節。また前稿とは拙稿 L, 第 3 節。俗人のクレリックスについて、若干の事例をあげておこう。① “Appointment, during pleasure, of John Sibill, esquire, as clerk of the market of the household and throughout the whole realm …… (1484)” — *CPR, 1476-85*, p. 436. ② “John Power, late of London, ‘gentil-man,’ alias clerk of the avenary of Elizabeth, late queen of England, consort of Edward IV …… (1488)” — *CPR, 1485-94*, p. 34. ③ “Grant …… to the king’s servant Peter Maynwar yng, one of the yeoman of the crown, of the office of the clerk of the ordnance (1504)” — *CPR, 1495-1509*, p. 431. これら 3 名はいずれも役職においてクレリックスであり、身分においてはそれぞれ斜体字で記載の通り俗人である。

* * * * *

〈要 約〉

本節では残された問題について、3 小節に分けて検討した。ここではそれぞれの小節にそくして要点を再確認しておこう。

§1 カペラ内の序列

カペラーヌスは大法官・財務府長官などの主要官職からも、また司教・司教補佐などの主要聖職からもほぼ排除されていた。両者を主要官職・主要聖職との関連で比較するならば、クレリックスはまさに圧倒的に上位にあった。しかし同一カペラ内の職階では、文書中の記載順序からして逆にカペラーヌスの上位が確認される。

§2 カペラーヌスと“広義のクレーリクス”

カペラーヌスが“広義のクレーリクス”に含まれることは、いわば常識に属する。この小節では、その常識を具体的な事例にそくして再確認した。

§3 中世後期のカペラーヌスとクレーリクス

この小節で中世後期とは、具体的にはテューダ朝の始祖ヘンリ7世の治世である。なぜ彼の治世が問題になるか。ヘンリ7世の治世は、国王直属の聖職者に関して用語法上のまさに過渡期に相当していたからである。彼の治世はまた上記の〔参考4〕で明らかなように、聖職者官僚の比重低下すなわち俗人官僚の比重上昇の時期でもあった。

〔参考5〕ではヘンリ3世治世から『開封勅許状簿』の第6巻について、またヘンリ7世治世では同じ『開封勅許状簿』の第1巻・第2巻つまり全巻についてカペラーヌス・クレーリクスの検出件数を比較した。ヘンリ7世の治世では、双方の検出件数にかなりの接近が見られた。これは端的に言えばクレーリクスの比率の低下に、いいかえるとカペラーヌスの比率の上昇によるものであった。

この接近には、別な一面がある。〔参考5〕で明らかなように、同一人について双方の称号が併記されあるいは併用される事例が多い。これはカペラーヌスとクレーリクスとの間で、語義それ自体の接近あるいは相互浸透があったからであろう。その接近・相互浸透の結果としてクレーリクスの語義は次第にカペラーヌスへ継承され、やがてクレーリクスは死語になる。“国王のクレーリクス”は、ヘンリ8世の治世をもって史料文面から消滅し、他方の“国王のカペラーヌス”は〔参考4〕に記載の通りエドワード6世治世でもわずかながら検出された。

《おわりに》

本稿では、各節の末尾で〈要約〉事項を列挙している。従ってもはやそれらの克明な反復は不必要であろう。ここではいわば目次にかえて各節ごとに主題を列挙し、史料所見の要点だけを再確認しておきたい。

第1節 カペラーヌス・クレーリクスの同一人における併記・併用——ヘンリ3世の治世を通じて、わずか9名にしかそれが検出されない。

第2節 カペラーヌスにおける修道会所属聖職者——カペラーヌスは少数ながら修道会所属聖職者を含んでおり、その点ではクレーリクスと顕著に異なっている。

第3節 カペラーヌスにおける聖堂区所属聖職者——カペラーヌスのうちで圧倒的多数は、聖堂区所属聖職者つまり在俗聖職者である。彼らは司教座において参事会長職や一般参事会員職を取得することがあり、また司教補佐に任命されることもある。

第4節 カペラーヌスと聖堂区司祭職——カペラーヌスはカペラ司祭職のほかに聖堂区司祭職を占有することもあり、その点ではクレーリクスと共通している。

第5節 カペラーヌスのカペラ勤務——カペラーヌスの語義はカペラ勤務者であり、記録文面に特定のカペラへの勤務が定型表現で明記されることも少なくない。しかし他方のクレーリクスには、そのような特有の定型表現がない。

第6節 カペラーヌス・クレーリクスの検出件数——ヘンリ3世の治世に関しては、クレーリクスが圧倒的に多数である。また主要聖職・主要官職の占有者はほぼクレーリクスに限定され、カペラーヌスはそれらからほぼ排除されている。

第7節 クレーリクスのカペラ在籍——カペラは排他的にカペラーヌスだけで構成されることなく、クレーリクスがそこに在籍することもある。

第8節 その他の問題点

§1 カペラ内の序列——クレーリクスがカペラに在籍するときは、序列においてカペラーヌスの下位におかれる。

§2 カペラーヌスと“広義のクレーリクス”——クレーリクスが最広義に用いられるばあい、カペラーヌスはそれに含まれる。

§3 中世後期のカペラーヌスとクレーリクス——中世後期には双方の検出件数が接近し、やがて逆転する。また検出件数の接近には、語義それ

自体の接近あるいは相互浸透が推定され、やがて“国王のクレーリクス”は“国王のカペラーヌス”に吸収されて記録文面から消滅する。

蛇足ながらここで“カペラ”概念の多様性に関して、簡単に言及しておこう。以下の引用は、イーアン=ベントの論稿の一節である。

“カペラ”の語義について、今日では次の2点が常識になっている。

第1にそれは礼拝の“場所”であり、建造物としては独立の小聖堂であるか、また聖堂・学校・城塞などの内部の小部屋であるかを問わない。

第2にそれは“組織”を意味し、国王・王族・貴族など有力者のもとに勤務するカペラーヌス・クレーリクスの組織がそれである。いわゆる“チャペル=ロイヤル”は、遅くとも15世紀までに確立する。これは第2の語義のカペラ、すなわち“組織”であって“場所”ではない。

— Ian Bent, *op. cit.*, p. 78.

独立の小聖堂といえば、まず前出のロンドン聖マルティヌス大聖堂を筆頭として、一連の王立自由礼拝所がそれである。ウィンザの聖ジョージの“チャペル”は、それだけで司教座聖堂に匹敵する規模をもっている。また聖堂区すなわち聖堂区司祭の司牧管区が広いときには、いわば支聖堂区が設定されて母聖堂のほかに娘聖堂が設置される。これもまた建造物としては独立の小聖堂であり、一般に“チャペル”と呼ばれ“チャプレン”がそこに配置される。

第2の語義、すなわちカペラーヌス・クレーリクス集団としてのカペラについては第7節で触れた。“チャペル=ロイヤル”という名称の定着に先だって“カペラ=レーギス”が存在した。これはまさに勤務者の組織であって、所在地不定・移動可能であった。

本稿ではこれまで“カペラ”概念の多様性に、従って“カペラーヌス”概念の多様性について明言を避けてきた。説明を可能な限り平明にするためである。しかしカペラ勤務のカペラーヌスというばあい、カペラもカペラーヌスも実態において多様であり、そのことはベントの指摘を待つまでもなく周知の事実であろう。

* * * * *

本稿の構想の端緒は、本稿の冒頭でも指摘の通り、前稿「〈史料所見〉聖職者における教皇・国王への同時両属——1198年から1304年まで」（北海道大学『文学部紀要』通巻79号、1993年）にある。この表題で“同時両属”とは、ある聖職者が教皇・国王の両者をいわば“封主”とすること、いいかえると両者の“封臣”になることを意味する。俗人世界における“複数封主制”に相当するものがそれである。

問題は“同時両属”の聖職者の身分呼称である。彼は教皇との関係ではもっぱら“カペラーヌス=パーパエ”と呼ばれており、国王との関係では大半が“クレーリクス=レーギス”と記載されている。“clericus papae: pope's clerk”という記載も皆無ではない。しかしそれは“clericus camerariae papae: clerk of the pope's chamber”すなわち聖庁財務院書記という特定の役職を意味するもので、教皇直属聖職者の一般的呼称ではない。いずれにせよ“同時両属”の聖職者は、一方でカペラーヌスと呼ばれ、他方ではクレーリクスと呼ばれた。

しかし国王との関係では、一方にクレーリクスが存在し、他方にはカペラーヌスも少なからず検出される。また中世後期を別とすれば、同一人について双方の称号の併記・併用の事例が極端に少ない。それはどのような事情によるものか。その事情の解明は、筆者自身にとって積年の懸案であった。従って本稿は、そのような積年の懸案の処理を意図したものである。

何故ヘンリ3世治世か。それは主として史料集の性格による。ヘンリ3世治世の『開封勅許状簿』は6巻に分かれ、最初の2巻だけがラテン語のままで刊行されている。それに対して『密封勅許状簿』はヘンリ3世治世の14巻すべてがラテン語で刊行され、英語訳はエドワード1世治世以降である。本稿では『開封勅許状簿』の第3巻以降、すなわち英語訳の史料も利用した。しかしカペラーヌスかクレーリクスか、ことばそれ自体を問題にするにはラテン語情報の方が望ましい。ヘンリ3世治世を選択したのは、英語訳への依存を可能な限り少なくしたいということにあった。

本稿の意図は、ほかにあった。筆者は本稿の冒頭で“国王のクレーリク

ス”の定義として、次の2点を指摘している。

- 第1点 国王のクレーリクスとは、国王の行政官僚のうちでも、聖職者である点において俗人官僚から区別される。
- 第2点 国王のクレーリクスとは、聖職者のうちでも、国王から直接に給養される点において他の聖職者から区別される。

筆者は一連の拙稿でこの定義を反復しながら、これまで常に若干の不安があった。不安とはまさにクレーリクスとカペラーヌスとの関係であり、語義の異同に確信がもてなかったからである。今回の検証を通じて、次の第3点・第4点の追加が可能になった。

- 第3点 国王のクレーリクスとは、排他的に聖堂区所属つまり在俗聖職者である点において修道会所属聖職者から区別される。
- 第4点 国王のクレーリクスとは、所属聖堂あるいは所属カペラでの常勤の拘束が比較的ゆるやかである点において国王のカペラーヌスから区別される。

最後の第4点は、第5節での所見に立脚している。カペラーヌスにおいては、特定のカペラへの勤務者であることを定型表現によって明記することが多かった。この定型表現はカペラーヌスにほぼ特有のもので、クレーリクスではその類例が僅少に留まる。

ではカペラ勤務者であることの明記とは何を意味するか。あるいは何故その明記が必要であったか。筆者の当面の解釈を述べるならば、その定型表現は所属カペラでの常勤者であることを確認するためのものであった。いいかえると常勤義務の確認がその明記あるいは特記の理由であろう。

カペラでの任務では、聖務の執行がその中心になろう。カペラには、カペラーヌスのほかにクレーリクスが在籍することもある。そのように双方が在籍するばあいには、第8節の第1小節で指摘の通り、カペラーヌスがクレーリクスの上位にあった。それはおそらく同一カペラ内での序列であって、すべてのカペラーヌスがすべてのクレーリクスの上位にあることまでも意味するものではない。

カペラーヌスの上位とは、聖務の執行者というその職責における上位であ

ろう。一方のクレーリクスは、聖務執行においてはカペラーヌスの補助者でないか。逆にそれだけにクレーリクスは、所属カペラでの常勤を免除されやすい。所属先には代行者を委任して常勤させ^{a)}、本人は常勤を免除されて国王行政の多様な分野に登用される。そのばあい本人が所属先で取得する聖職禄は、神への奉仕の報酬というよりもむしろ国王への奉仕の報酬に転用されている^{b)}。

a) 前出拙稿 K ではそのような代行者委任の実態を司教補佐について詳述した。代行者委任は、カペラ在籍者だけに留まらず、たとえば司教座参事会員としてのクレーリクスにも広範に見られた。

b) この転用の実態については、拙稿「国王統治と官僚聖職者——中世イギリス」『歴史と地理』447 (山川出版社, 1992) の第3節でも簡略に述べた。

あらためて第1節 [第1表] に注目しよう。9名はカペラーヌスともクレーリクスとも記載されている。その中から後日の大司教・司教が確認され、また大法官や財務府長官への昇進者も見受けられた。彼らはその役割を所属カペラ内部での聖務執行者だけに限定せず、所属先を離れてクレーリクスの役割にまで進出したことによってその地位をえたといえないか。

同様に第6節 [参考2] に注目しよう。それはクレーリクスに限定して主要官職・主要聖職への昇進者を表示したものである。クレーリクスに限定したのは、きわめて単純な理由による。カペラーヌスにその該当者が皆無であるからにほかならない。カペラーヌスでしかなかったものは、仮に聖務執行者として適材であっても、活動が所属カペラの枠を超えることなく、行政官僚としての栄達が望めない。しかも行政官僚としての栄達は、しばしば聖職者としての栄達をも可能にした。その間の事情については、これまで一連の拙稿において再三指摘の通りである。

カペラーヌスとクレーリクスとの間には、上記の通り幾つかの共通点を指摘しうる。しかしここであえて“特殊カペラーヌスの側面”と“特殊クレーリクスの側面”とを区別するならば、カペラーヌスは名実ともにカペラ内部での聖務執行者に特化し、クレーリクスは逆に所属聖堂・所属カペラ以外にも

多様な活動の舞台をもちえた。国王官僚としての栄達も、また聖職者としての栄達も、その所属聖堂・所属カペラ以外での業績によるところが少なくない。本稿は、そのようないわば“常識”の再確認で終わったことになるだろう。

筆者の積年の問題関心は、国家と教会との相互補完的關係の検証にある。その関心からすれば、従来と同様に今後もクレリックスを重視することになるだろう。しかしクレリックスの実態検証を続けるには、カペラーヌスとの異同の確認が不可避の課題であった。

〔付記〕

近年一連の拙稿と同様に、本稿もまた欧米先学の業績への言及が少ない。筆者はその点において、これまで『史学雑誌』の「回顧と展望」で「中世——イギリス」担当者から一度ならず苦言をいただいている。欧米先学への言及が少ないのは、問題関心の水準において欧米先学と筆者との間に決定的な落差があるからであろう。

カペラーヌスとクレリックスとの異同等は、欧米先学にとっておそらく初歩的な常識であろうか。しかし筆者の疑問は、まさに初歩的な水準にあった。そのような疑問について欧米の先学から懇切な教示を期待しえないとすれば、筆者自身が史料集から直接に関連情報を選択抽出し、解答を発見しなくてはならない。本稿もまた、結局は初歩的な疑問への挑戦であった。しかしそれは筆者にとって不可避の課題であり、またその課題は上記の通り多年にわたって課題のままで放置されてきた。

筆者はかねてから『開封勅許状簿』や『密封勅許状簿』の特別な価値に注目し、これら刊本史料集の“体系的利用法”なるものの試行を続けてきた。そのことについては、別な拙稿「〈史料所見〉 *Calendar of Papal Registers*」における教皇官僚——1198年から1471年まで（追補）」（北海道大学『文学部紀要』通巻78号、1993年）の〔付記〕でも述べた。

本稿もまたこれら刊本史料集の“体系的利用法”の試行の一つである。このような試行について、諸賢の評価・批判をうかがえれば幸甚である。

以 上